

船橋市

施設類型別方針（個別施設計画）

令和3年3月

（改訂） 令和8年1月

船 橋 市

目 次

I 計画の背景及び概要

1. 公共施設等総合管理計画について	P. 1
2. 公共施設等の現況及び将来の見通しについて	P. 2
3. 公共施設等の管理に関する基本方針と具体的な取り組み	P. 4
4. 個別施設計画について	P. 6
5. 施設類型別方針について	P. 9

II 施設類型別方針（分類Ⅰ）

1. 出張所・連絡所	P. 16
2. 保育園	P. 21
3. 児童ホーム・子育て支援センター	P. 26
4. 放課後ルーム	P. 33
5. 市営住宅	P. 48
6. 小・中学校	P. 54
7. 公民館等	P. 69

I 計画の背景及び概要

1. 公共施設等総合管理計画について

全国的に人口減少、少子高齢化の時代を迎える中、本市においても近い将来人口構成の変化が見込まれており、このことも要因として財政状況が大変厳しくなるということが予測されています。

このような中で、これまでに建設された公共施設の老朽化や将来の人口動態、今後の厳しい財政状況等を踏まえ、公共施設の全体を把握し、長期的な視点に立って総合的かつ計画的な管理を推進するための計画として、平成26(2014)年4月に、総務大臣通知により各自治体に「公共施設等総合管理計画」の策定が要請されました。

これを受けて、本市においても、本市が管理する全ての公共施設等を将来的な財政状況や人口動態、市民ニーズ等を見据えながら、総合的かつ計画的に管理していくことが、より安全で安心な市民生活を支えていく上で重要であると考え、平成29(2017)年3月に「船橋市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

また、令和3(2021)年1月に、総務省自治財政局財務調査課長通知により、「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」が示されたことを受け、本市においても令和4(2022)年5月に「船橋市公共施設等総合管理計画(追補版)」を策定しました。

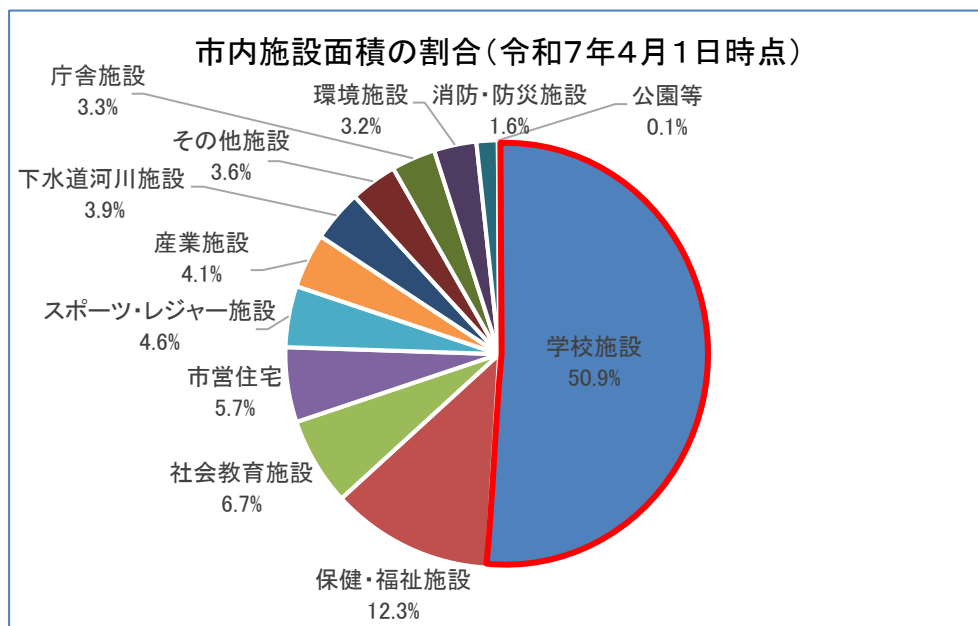


【平成29（2017）年3月に策定した船橋市公共施設等総合管理計画】

2. 公共施設等の現況及び将来の見通しについて

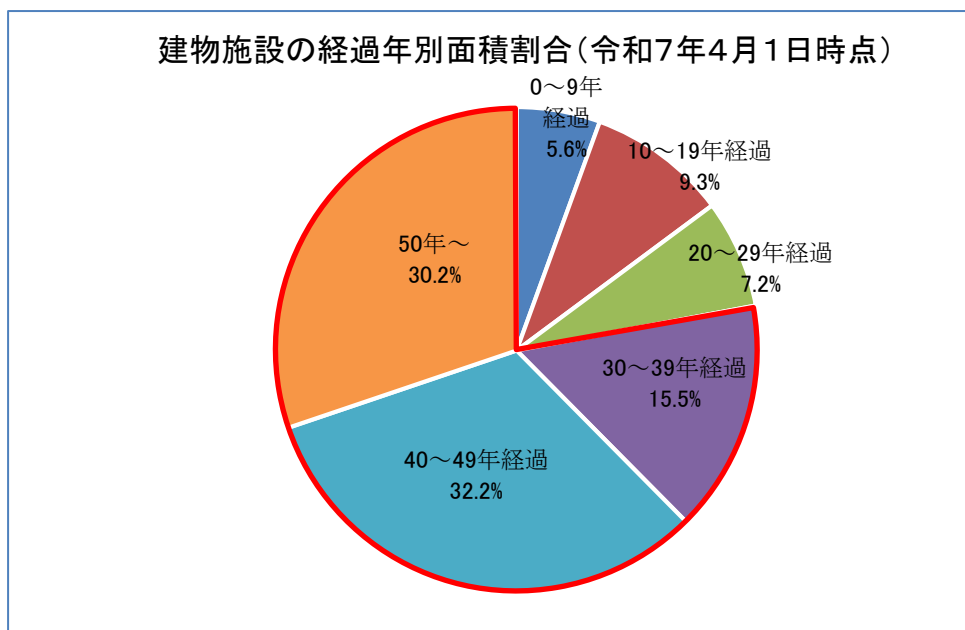
(1) 公共施設等の整備状況

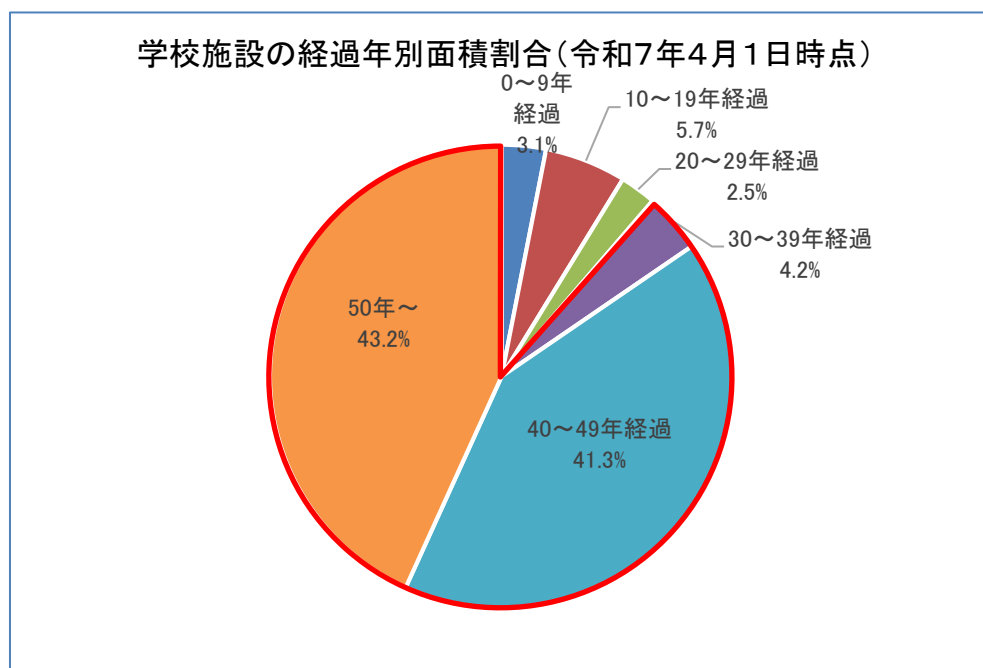
本市は、都心に近い立地特性と鉄道交通網等の発達に伴う利便性の高さを背景に、昭和40(1965)年頃から人口が急増し、学校等公共施設の整備を積極的に行うとともに、さまざまな事業を推進し、市民サービスの向上に努めてきました。このことにより、本市の施設整備状況は、令和7(2025)年4月時点で905施設、延べ面積では1,393,077㎡を有しており、その過半数を学校施設が占めているという状況です。



(2) 建物施設の老朽化状況

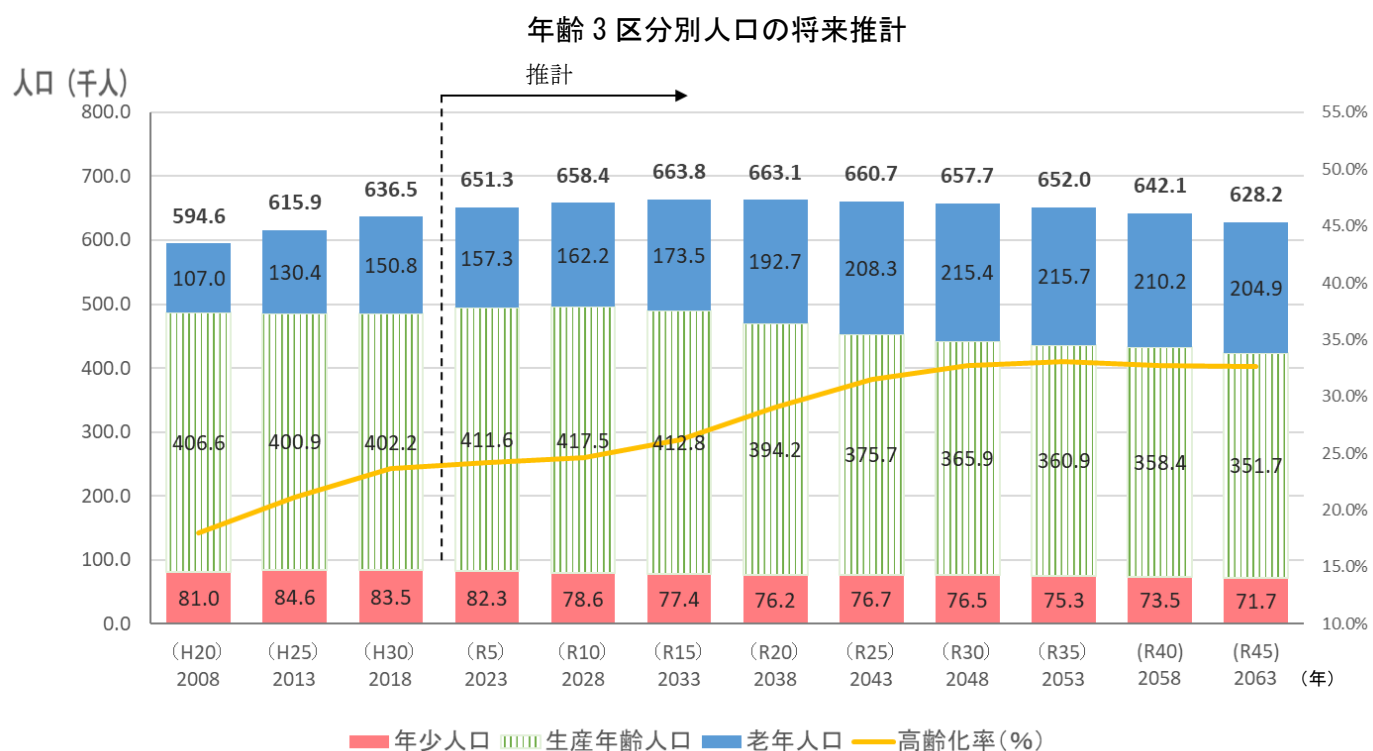
建物施設の老朽化状況をみると、建築後30年以上の建物施設が全体の約78%、建築後50年以上の建物施設が全体の約30%あります。学校施設に限ると建築後30年以上の建物施設が学校施設全体の約89%、建築後50年以上の建物施設が学校施設全体の約43%あります。





(3)人口推計

多くの自治体が人口減少の局面を迎えている中で、本市の人口は現在も増加を続けていますが、今後は少子高齢化が進み、働く世代(生産年齢人口)が減少に転じる時代を迎えます。このことに伴い、施設の利用形態や需要も大きく変化していくことが予測されます。

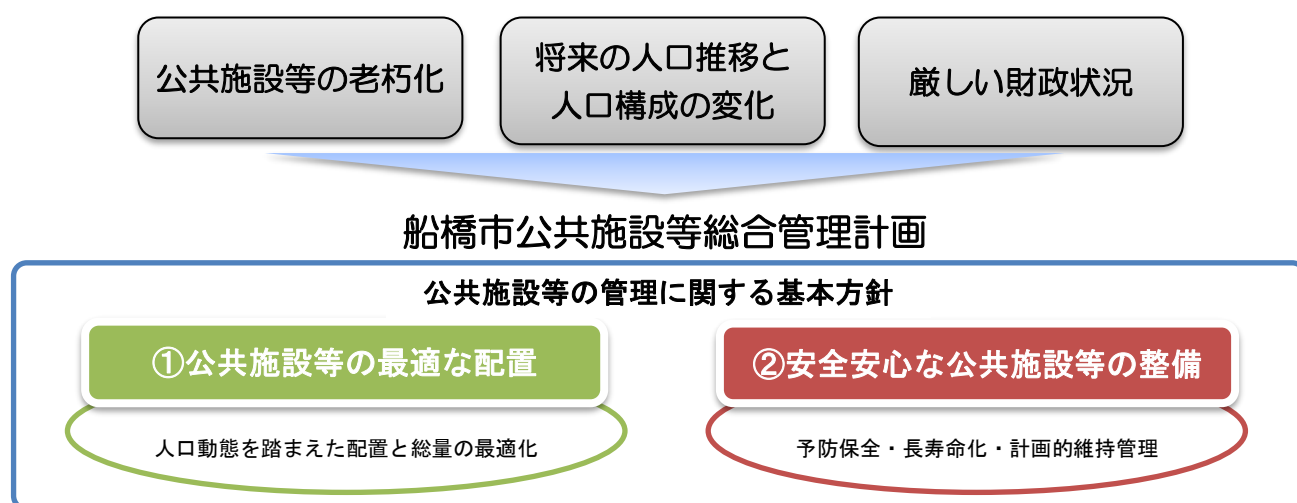


出典：人口推計調査報告書(令和元(2019)年5月)

3. 公共施設等の管理に関する基本方針と具体的な取り組み

「船橋市公共施設等総合管理計画」では、公共施設等の管理に関する基本方針として「公共施設等の最適な配置」及び「安全安心な公共施設等の整備」の2つを掲げています。この基本方針は、統廃合・複合化・新規施設整備の考え方や維持管理・修繕・更新の考え方など、具体的な取り組みに対する基本的な考え方で推進していきます。

施設の安全性を確保した上で予防保全や長寿命化を図る一方で、将来の人口動態や市民ニーズ、財政状況等を踏まえ、統廃合や転用、複合化など、施設総量の最適化を常に意識しながら、公共施設の管理を行っていく必要があります。



(1) 財政負担縮減の手法

施設の維持運営の観点から財政負担の軽減を図る手法として、下記の手法などが考えられます。将来の施設需要を見据えて、どのような方法が良いか検討していきます。

1. 建て替え時等に面積を縮小または廃止等をし、維持管理費を含めて縮減させていく。
2. 躯体の耐用年数を調査した上で長寿命化を図り、建て替え時期の分散化を図る。

(2) 再配置検討のための手法

公共施設等の最適な配置を検討していく際には、用途や地域の特性を踏まえたうえで総合的に判断していく必要があります。具体的には次に例示する手法が考えられます。

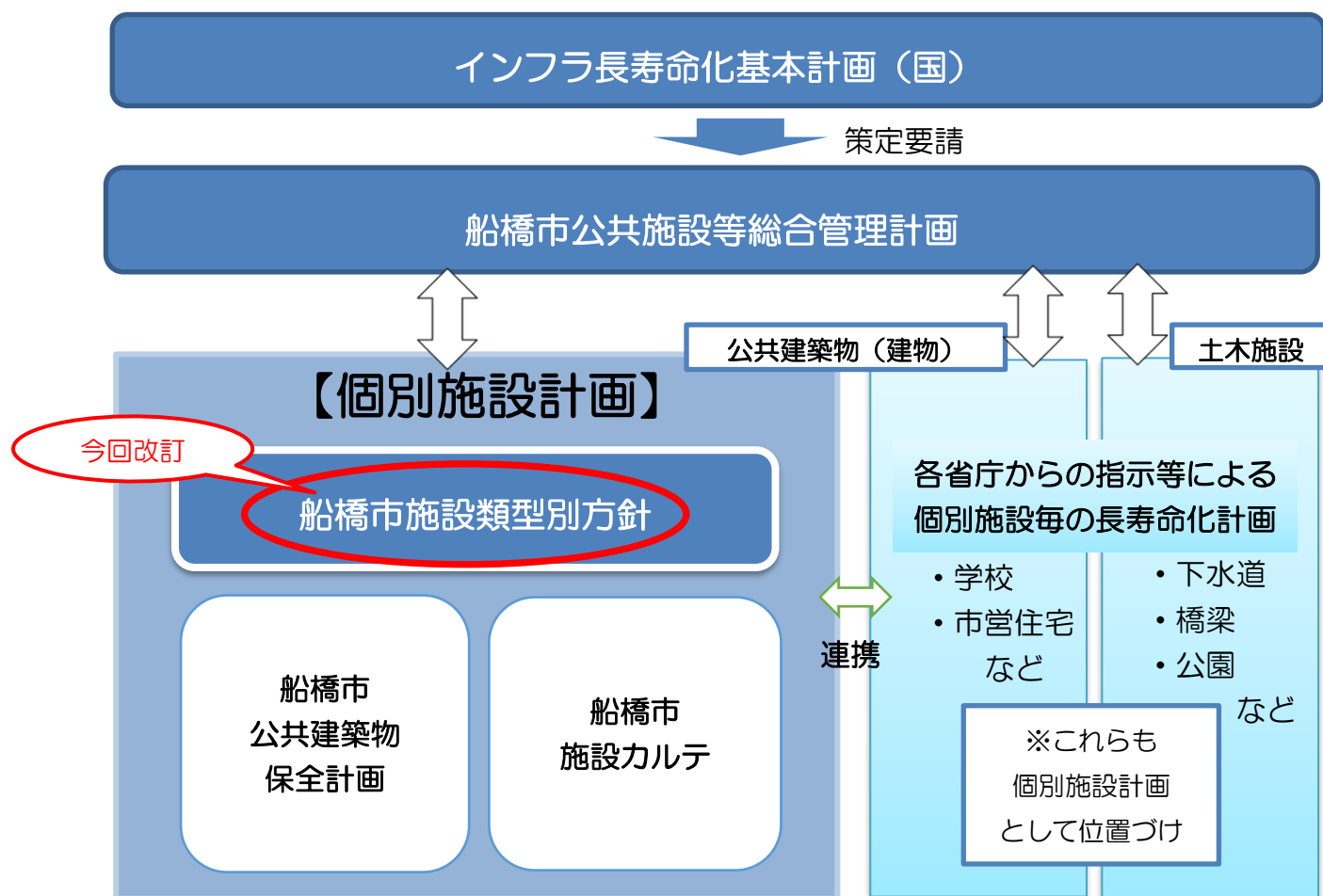
方針	内容	イメージ
① 統廃合 (集約化)	同一用途の複数施設を1つの建物に統合・集約する。統廃合先の建物は既存建物を基本とし、必要に応じて新設、建て替え、増築を行う。 メリット：利用率の向上が見込める デメリット：施設が遠くなる利用者もある	
② 複合化	余剰が生じている既存建物に周辺の異種用途施設を取り込むことで複合施設とする。 メリット：廊下、トイレ等共有部分がまとまり建物面積がコンパクトになる デメリット：用途ごとに利用時間が異なる場合の対応が必要となる	
③ 転用	人口構成の変化による市民ニーズの変化や、施設の稼働状況、今後の需要の見通しを踏まえ、建物の使用を異種用途施設に転用する。 メリット：遊休施設の利活用が可能である デメリット：用途により必要な設備の整備に費用がかかる	
④ 民間建物の活用	設備の性能や立地条件等の観点から、市民の利便性やサービスの維持・向上が図れる場合、周辺の民間建物を活用する。 メリット：施設の維持管理費がかからない デメリット：賃借料等が発生する	

4. 個別施設計画について

個別施設計画は、公共施設等総合管理計画を踏まえて、施設ごとの具体的な方針を定める計画として、各自治体において策定が求められているものです。

【船橋市における「施設類型別方針」の策定と「個別施設計画」の位置づけ】

本市では、「船橋市公共施設等総合管理計画」で目指す施設総量の最適化を推進するために、公共施設の類型ごとに課題と今後の取り組み方針を整理した「船橋市施設類型別方針」を定め、「船橋市公共建築物保全計画」及び「船橋市施設カルテ」(7頁参照)とあわせることで、船橋市の個別施設計画として運用していきます。



※下水道、橋梁、公園などの土木施設及び各省庁からの指示による長寿命化計画がある建物施設については、施設所管部門にて策定している長寿命化計画をもって個別施設計画とします。また、これらは、すべて「インフラ長寿命化基本計画」(平成25(2013)年11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議)において策定が求められている「個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)」として位置付けます。

本市の「個別施設計画」として定めるもの

【建物施設に関する個別施設計画】

船橋市施設類型別方針 (令和2(2020)年度～)	施設の更新時期等にあわせ、施設配置と施設総量の適正化の検討を行うための施設類型別方針
船橋市公共建築物保全計画 (平成25(2013)年度～)	建築物の長寿命化のための修繕・更新の実施時期等の計画
船橋市施設カルテ (平成29(2017)年度～)	施設ごとの基本情報及びハード・ソフト評価

【計画の期間】

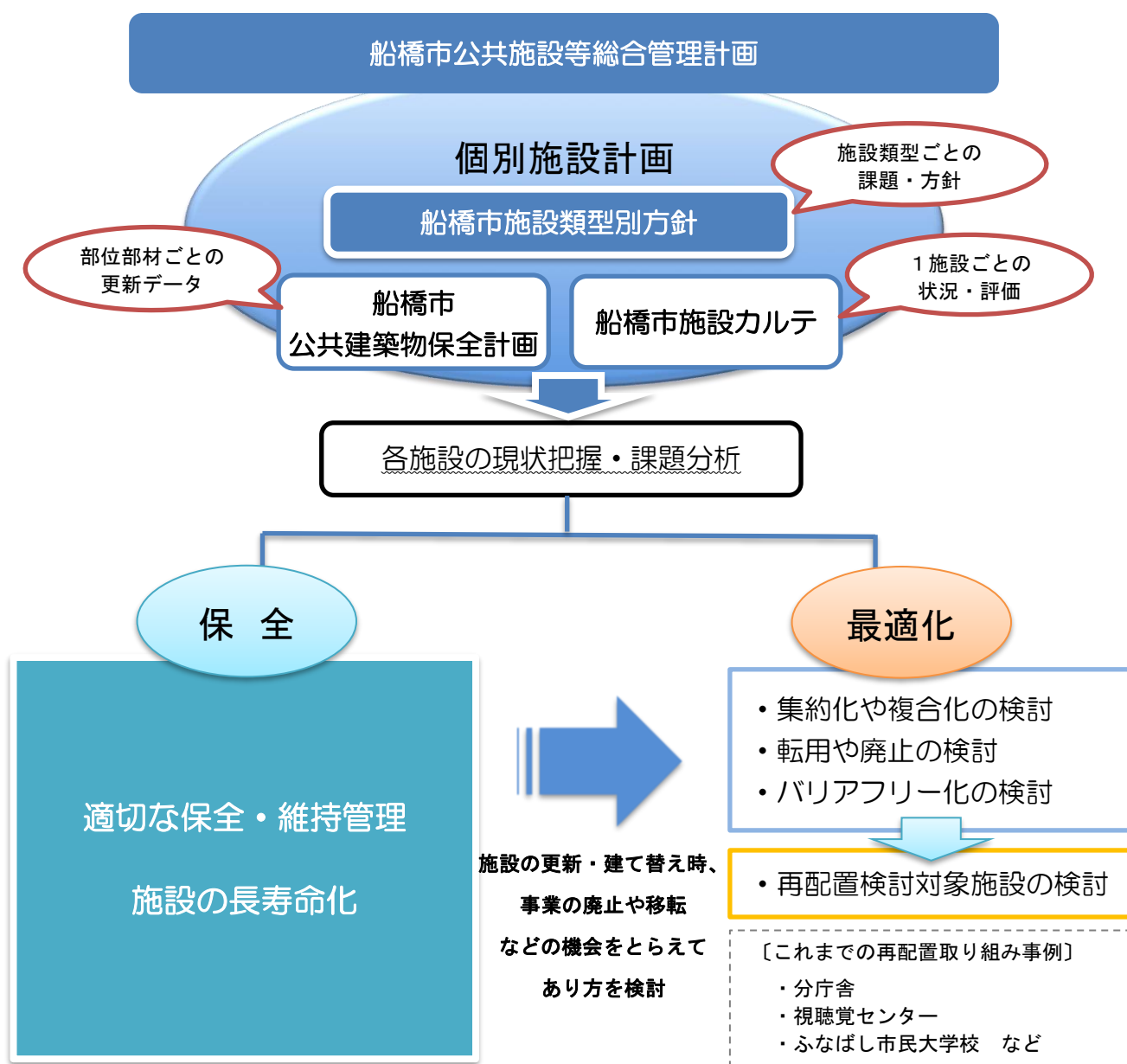
個別施設計画の期間は、「船橋市公共施設等総合管理計画」の計画期間にあわせ、令和42(2060)年度までとします。「船橋市施設類型別方針」については、政策や社会情勢の変化にあわせ、概ね5年ごとに見直しを行います。

船橋市公共施設等 総合管理計画		平成29(2017)年度～令和42(2060)年度
個別施設計画	船橋市 施設類型別方針	令和2(2020)年度～
	船橋市公共建築物 保全計画	平成25(2013)年度～(毎年度データ更新)
	船橋市 施設カルテ	平成29(2017)年度～(毎年度データ更新)

【個別施設計画活用のイメージ】

本市の公共建築物については、個別施設計画により、定期的に施設の現状や課題の分析、現状把握を行い、原則として適切な保全や維持管理、施設の長寿命化に努めていきます。

また、施設の更新・建て替え時や、事業の廃止・移転・見直しなどの機会をとらえ集約化や複合化、転用や廃止等の検討を要する施設を洗い出し、個別に検討を行う必要がある施設については「再配置検討対象施設」として再配置の検討を進めます。



5. 施設類型別方針について

公共施設の類型ごとに課題と今後の取り組み方針を整理した「船橋市施設類型別方針」を定めるにあたり、人口動態や利用状況の変化をうけて施設の転用・複合化等により利用効率を上げ施設総量の最適化を図る施設(分類Ⅰ)と、当面のあいだ計画的保全を行っていく施設(分類Ⅱ)に公共施設を区分し、施設類型ごとの今後の方針を検討します。

■方針を策定するうえでの施設類型の区分

①公民館や出張所など、施設量の多い類型については類型ごとに課題を整理し、個別の類型別方針を定め、今後の転用・複合化等の検討資料とする。【分類Ⅰ】

②その他の施設については、当面のあいだ現状の施設の機能を維持していく施設として適切に維持管理を行っていくという施設類型別方針を定めるが、施設の更新時期にあわせて、適宜必要規模の最適化の検討を行っていく。【分類Ⅱ】

【分類Ⅰについて】

公民館や出張所など、施設総量の多い施設は、今後の人口減少や利用状況の減少などにより余剰となるスペースが生じる可能性が高いため、課題を整理し、転用や複合化等、今後の方向性について検討します。

・「分類Ⅰ」は、下記の要件1～2を全て満たす施設類型とします。

- | | |
|------------|------------------------------|
| 要件1 | 市内に同一の設置目的で10施設以上整備されている施設類型 |
| 要件2 | 延べ面積が200㎡以上の施設が含まれる施設類型 |

【分類Ⅰ 対象分類一覧】

大分類	中分類	小分類	整備状況	
			10 施設以上	200㎡ 以上
庁舎施設	出張所等	出張所・連絡所	○	○
保健・福祉施設	児童福祉・子育て支援施設	保育園	○	○
		児童ホーム	○	○
		子育て支援センター	※1	○
		放課後ルーム	○	※2
市営住宅	市営住宅	市営住宅	○	○
学校施設	学校施設	小学校	○	○
		中学校	○	○
社会教育施設	公民館等	公民館等	○	○

※1 子育て支援センターは児童ホームと一体的に検討する必要があるため「分類Ⅰ」とします。

※2 放課後ルームは小学校と一体的に検討する必要があるため「分類Ⅰ」とします。

【分類Ⅱについて】

「分類Ⅰ」以外の小分類については、「分類Ⅱ」とします。該当する施設については当面のあいだ現状の施設の機能を維持していく施設として適切に維持管理を行っていきませんが、施設の更新時期や利用状況、社会情勢にあわせて、適宜必要な規模の最適化を検討していきます。

【分類Ⅱ 対象分類一覧】

大分類	中分類	小分類	整備状況	
			10 施設以上	200m2 以上
庁舎施設	庁舎	本庁舎		○
		分庁舎		○
		庁舎別館		○
	出張所等	駅前総合窓口センター		○
保健・福祉施設	保健施設	保健所		○
		動物愛護指導センター		○
		保健センター		○
	医療施設	病院等※3	○	○
	高齢者福祉・支援施設	老人福祉センター		○
		デイサービスセンター		○
		老人憩の家	○	
		特別養護老人ホーム		○
		地域包括支援センター等	○	
		その他高齢者福祉施設		○
	障害者福祉・支援施設	障害者福祉施設		○
		児童発達支援施設等		○
	児童福祉・子育て支援施設	その他児童福祉・子育て支援施設		○
環境施設	霊園	霊園		○
	環境・ごみ処理施設	清掃センター		○
		清掃工場		○
		し尿処理施設		○
		測定局・観測室	○	
		リサイクル施設		○
		公衆便所		
産業施設	農業施設	農業センター		○
	市場	市場		○
スポーツ・レジャー施設	スポーツ・レジャー施設	スポーツ・レジャー※3	○	○
消防・防災施設	消防施設	消防署所※4	○	○
		分団器庫	○	

大分類	中分類	小分類	整備状況	
			10 施設以上	200m2 以上
	防災施設	防災倉庫		○
		防災用井戸	○	
		耐震用ポンプ収納庫	○	
		水防倉庫		
		防災備蓄倉庫	○	
学校施設	学校施設	特別支援学校		○
		高等学校		○
		看護専門学校		○
社会教育施設	文化施設	文化ホール		○
		博物館等		○
	公民館等	勤労市民センター		○
	図書館	図書館		○
	教育・学習施設	青少年施設		○
		教育センター等		○
その他施設	都市・交通施設	駐輪場		○
		駐車場		○
	集会所・自治会館	集会所・自治会館	○	
	その他	その他	○	○

※3 同一の設置目的を有した類型でないため、「分類Ⅱ」とします。

※4 人口減少や利用状況の減少などによる余剰スペースが生じる可能性が低いいため、「分類Ⅱ」とします。

■建築物の目標使用年数及び計画的な施設の建て替えについて

市有建築物の目標年数を定めている「船橋市公共建築物保全計画」を令和4(2022)年3月に改訂し、適切な維持管理がなされ、かつ構造躯体の健全性が確認できた鉄筋コンクリート造や鉄骨造などの建築物については、目標使用年数を65年から80年にしました。

一方で、現在多くの建物施設は建築後50年を経過しており、建て替え時期の集中を避けるためには、一部施設の建て替えを前倒しするなど、計画的に実施していく必要があります。そのため本計画では、経過年数を軸に、コンクリート強度などの躯体の状況が長寿命化に適しているかといった「物理的視点」、建物が期待される機能を果たしているかなどといった「機能的視点」の2つの観点から、今後10年以内に建て替えに着手することを目指す13施設を選定しています。

建て替え予定施設(今後10年以内に建て替えに着手することを目指す主たる施設)
中央消防署、東消防署、葛飾小学校、三咲小学校、中野木小学校、薬円台小学校、三山小学校、高根台第二小学校、高根台第三小学校、習志野台第一小学校、前原中学校、高根台中学校、特別支援学校(高根台校舎)
(記載している施設の順番は、建て替えの優先順位を示すものではありません。)

※実際の着手時期は、財政状況や他の建て替え事業の進捗状況なども踏まえ、調整していきます。

■施設の建て替えを契機とした集約化、複合化による施設の再配置

上記施設の建て替え着手後もさらに建て替えが増加していくことが見込まれます。そこで、建て替え時に同一または類似用途の施設の集約化や周辺施設との複合化など、施設の再配置を実施し、施設総量を縮小させることで、維持管理費等の縮減を図っていきます。そのため、「建て替え予定施設の近隣に所在する施設(集約化等検討候補施設)」を再配置検討対象施設とし、建て替えを契機に施設の再配置を検討していきます。

■再配置検討対象施設について

再配置検討対象施設とは、集約化や複合化、転用や廃止といった個別の検討を行う必要がある施設のことです。これらはあくまでも検討が必要な施設であり、必ずしも集約化等を実施するということではありません。

再配置検討対象施設は、4つの考え方(方法)で抽出しています。

- ①耐震性がないなど施設のハード面に課題がある施設
- ②10年後には全学年が1学級以下の見込みとなる小中学校
- ③建て替え予定施設の近隣に所在する施設(集約化等検討候補施設)
- ④上記以外の理由で船橋市公共施設等総合管理計画推進委員会において、個別に検討が必要な施設として決定された施設

【再配置検討対象施設】※令和8(2026)年1月現在のものです。

- ①耐震性がないなど施設のハード面に課題がある施設

該当施設なし

- ②10年後に全学年が1学級以下の見込みとなる小中学校

高根小学校、金杉小学校、八木が谷北小学校、咲が丘小学校、豊富小学校、豊富中学校

- ③建て替え予定施設の近隣に所在する施設(集約化等検討候補施設)

建て替え予定施設	近隣に所在する施設 (集約化等検討候補施設)
中央消防署	南本町子育て支援センター 本庁舎分室 分庁舎 庁舎別館 青少年センター 福祉ビル
東消防署	該当施設なし
葛飾小学校	西船保育園 葛飾第1放課後ルーム 葛飾第2放課後ルーム 葛飾第3放課後ルーム 葛飾第4放課後ルーム

建て替え予定施設	近隣に所在する施設 (集約化等検討候補施設)
	葛飾第5放課後ルーム
三咲小学校	三咲第1放課後ルーム 三咲第2放課後ルーム
中野木小学校	中野木第1放課後ルーム 中野木第2放課後ルーム 中野木第3放課後ルーム
薬円台小学校	薬円台第1放課後ルーム 薬円台第2放課後ルーム
三山小学校	三山第1放課後ルーム 三山第2放課後ルーム 郷土資料館三山分室
高根台第二小学校	高根台第二第1放課後ルーム 高根台第二第2放課後ルーム 高根台中学校
高根台第三小学校	高根保育園 高根台第三第1放課後ルーム 高根台第三第2放課後ルーム
習志野台第一小学校	習志野台児童ホーム 習志野台第一第1放課後ルーム 習志野台第一第2放課後ルーム 習志野台第一第3放課後ルーム
前原中学校	該当施設なし
高根台中学校	高根台第二小学校
特別支援学校(高根台校舎)	高根台保育園 高根台児童ホーム 高根台子育て支援センター たんぽぽ親子教室

上記集約化等検討候補施設は次のいずれかの要件に当てはまるものを抽出しています。また、複合施設の場合、建て替え予定施設に記載されていない施設は集約化等検討候補施設としています。

ただし、集約化・複合化が規模的に困難な施設、施設の用途・性質が、複合化に適さない施設などは抽出の対象外としています。(例:市営住宅など)

【抽出の要件】

- ア 建て替えを予定する施設との集約化・複合化により施設総量の削減が期待できる施設
- イ 施設間に親和性があることやより利用しやすい場所への移転が図れるなど、集約化・複合化により、利用者の利便性や施設機能の向上を期待できる施設
- ウ 建築後45年以上経過している施設(今後10年以内に長寿命化を実施するかどうかの検討が必要となる施設)
- エ 有償で土地や建物を借りており、今後も長期にわたり賃料を払い続ける可能性がある施設

④上記以外の理由で船橋市公共施設等総合管理計画推進委員会において、個別に検討が必要な施設として決定された施設

施 設 名	理 由
青少年会館	施設のあり方とスペースの有効活用の検討が必要であるため

Ⅱ 施設類型別方針(分類Ⅰ)

記載事項

1. 市内配置状況

2. 建物の状況※1

施設名称、建築物の状況(施設占有面積・建築年度・建物所有・同一敷地内の複合施設)・敷地所有※2、保全計画の対象の有無

3. 利用の状況

4. 施設類型別方針

①全体

②施設ごと

施設名称、経過年数、建て替え着手時期※3、課題・特記事項等

※1 特に記載がないものは、令和7(2025)年4月1日時点の情報です。

※2 複合施設の場合は、敷地全体に係る所有形態を記載しています。

※3 建て替え着手時期とは、設計の開始を目指す時期です。

1. 出張所・連絡所

1. 市内配置状況

- ◆出張所は昭和28・29(1953・54)年の町村合併により二宮、豊富出張所を設置、昭和30(1955)年代からの公団の入居にあわせて習志野台、高根台、芝山出張所を設置、さらに人口の増加に対応するため二和、西船橋を連絡所から出張所に機能変更し、現在7か所設置されています。
- ◆連絡所は市境に5か所設置されています。



2. 建物の状況

◆耐震性は全て問題ありません。

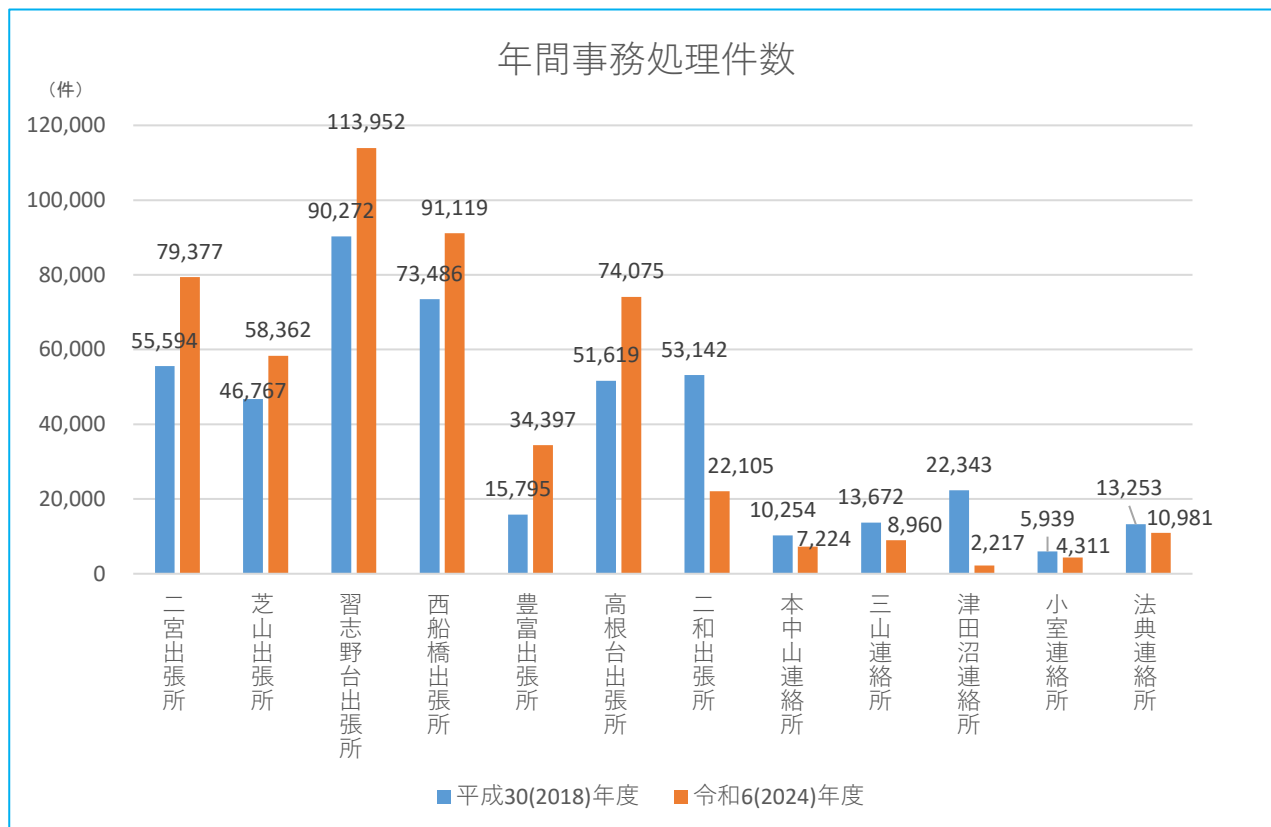
◆建築後50年を経過している施設が1か所あります。

No.	施設名称	建築物の状況				敷地 所有	保全計 画
		施設占有 面積(㎡)	建 築 年	建物 所有	同一建物内の 複合施設		
出張所(7か所)							
1	二宮出張所	559.86	S48	市		市	○
2	芝山出張所	899.46	S52	市	私立保育園	借地	○
3	習志野台出張所	598.57	H6	市		市	○
4	西船橋出張所	744.17	H16	市	老人憩の家	市	○
5	豊富出張所	264.12	H26	市	北部公民館	市	○
6	高根台出張所	285.90	H8	市	高根台公民館、 ボランティア室、 老人憩の家	借地	○
7	二和出張所	178.04	H3	市	二和公民館、 北図書館	市	○
連絡所(5か所)							
8	本中山連絡所	99.36	H11	市		市	
9	三山連絡所	50.70	H10	市	三山市民センター	市	○
10	津田沼連絡所	22.85	S52	市	東部公民館	市	○
11	小室連絡所	60.00	S56	市	小室児童ホーム、 小室公民館、 老人憩の家	市	○
12	法典連絡所	54.47	H24	市	法典公民館	借地	○

※芝山出張所の施設占有面積は、私立保育園部分も含む

3. 利用の状況

- ◆出張所は、広域交付戸籍謄本等の交付やマイナンバーカード関係の手続きにより、利用者が増加しています。
- ◆連絡所は、マイナンバーカードの普及に伴い、申請時における添付書類の省略やコンビニ等での証明書取得により、利用者が減少しています。



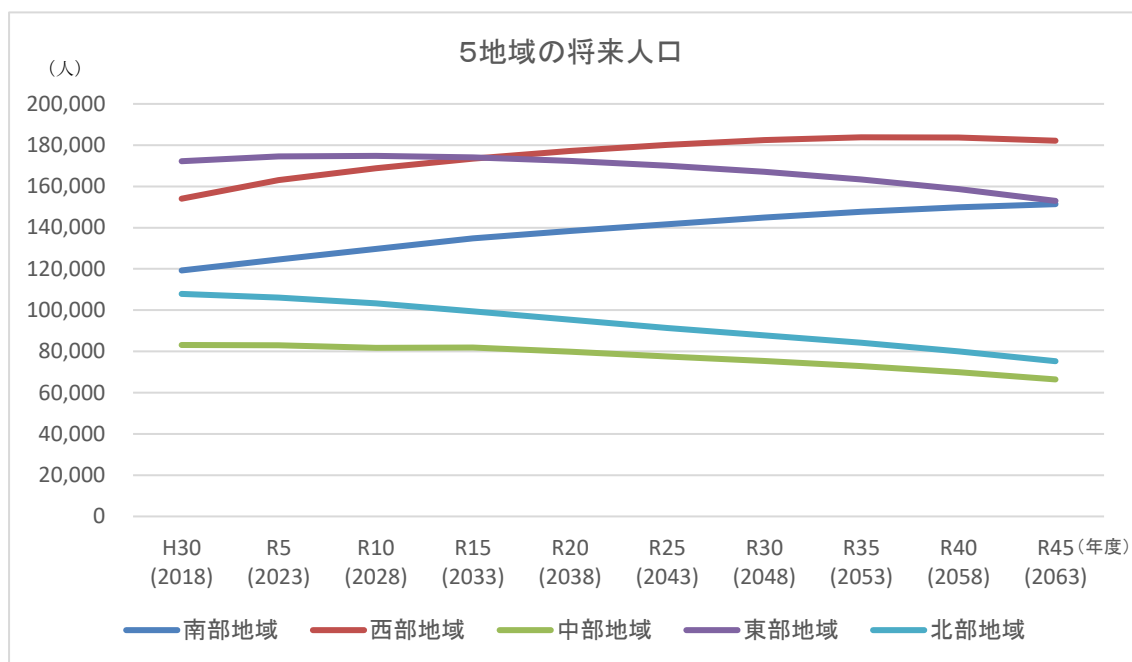
※二和出張所は、拡張改修工事のため、令和6(2024)年8月5日～令和7(2025)年3月20日まで休館

※津田沼連絡所は、改修工事のため、令和6(2024)年6月1日～令和7(2025)年3月31日まで休館

4. 出張所・連絡所の施設類型別方針

①全体

- 地域別に見ると、南部・西部では人口増加、中部・東部・北部では人口減少が見込まれています。
- マイナンバーカードの普及や電子申請、コンビニ等での証明書取得の普及状況なども検証し、出張所の利便性の向上・スペースの効率的な活用方法や他施設との複合化の検討を行います。



②施設ごと

No.	施設名称	経過 年数	建て替え着手時期			課題・特記事項等
			10 年 以内	20 年 以内	21 年 以降	
出張所(7か所)						
1	二宮出張所	52			○	
2	芝山出張所	48			○	
3	習志野台出張所	31			○	
4	西船橋出張所	21			○	
5	豊富出張所	11			○	
6	高根台出張所	29			○	
7	二和出張所	34			○	
連絡所(5か所)						
8	本中山連絡所	26			○	
9	三山連絡所	27			○	
10	津田沼連絡所	48			○	

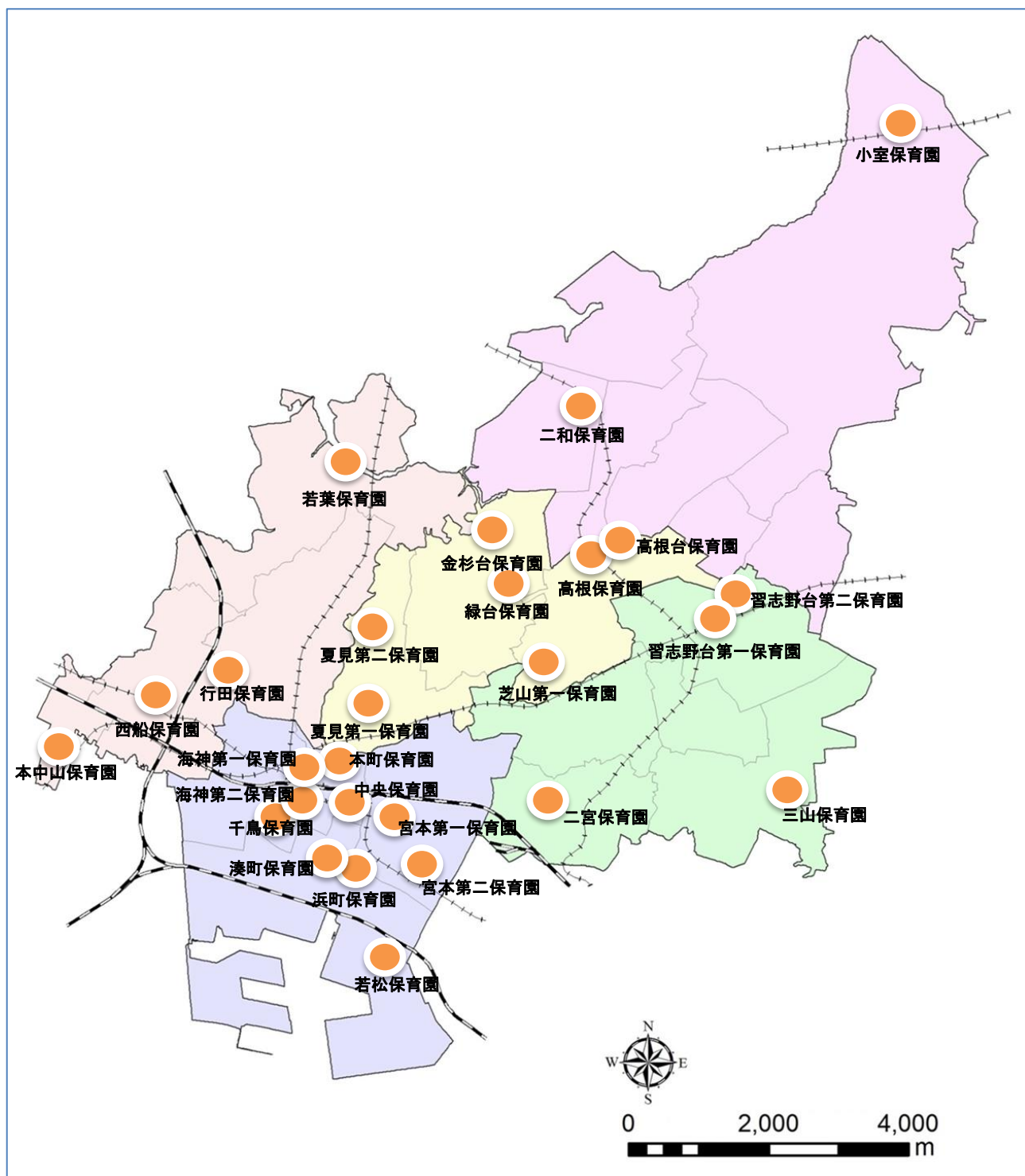
No.	施設名称	経過 年数	建て替え着手時期			課題・特記事項等
			10年 以内	20年 以内	21年 以降	
11	小室連絡所	44			○	
12	法典連絡所	13			○	

2. 保育園

1. 市内配置状況

◆市内に公立保育園は27か所あります。

その他に本市が設置して、民間事業者に貸し付けている保育園が3か所あります。



2. 建物の状況

◆耐震性は全て問題ありません。

◆建築後50年を経過している施設が9か所あります。

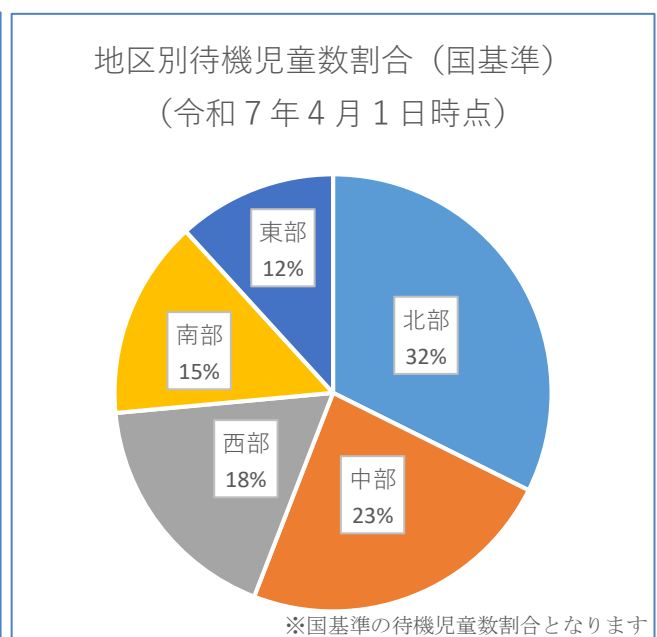
No.	施設名称	建築物の状況				敷地 所有	保全 計画
		施設占有 面積(㎡)	建築 年	建物 所有	同一建物内の 複合施設		
1	宮本第一保育園	725.58	S47	市		市	○
2	宮本第二保育園	1,024.07	S50	市		市	○
3	浜町保育園	921.96	S56	市		市	○
4	若松保育園	821.65	S45	市		借地	○
5	湊町保育園	2,165.00	S50	市		市	○
6	千鳥保育園	1,371.79	H3	市		市	○
7	本町保育園	1,174.80	H28	市		市	○
8	西船保育園	845.67	S49	市		市	○
9	本中山保育園	854.32	S53	市		市	○
10	若葉保育園	1,421.64	H26	市		市	○
11	行田保育園	1,106.94	S52	市		借地	○
12	夏見第一保育園	1,018.88	S46	市		市	○
13	夏見第二保育園	862.00	S54	市		市	○
14	高根保育園	941.61	S50	市		市	○
15	金杉台保育園	947.98	H23	市		借地	○
16	二和保育園	1,162.74	H24	市		市	○
17	二宮保育園	1,195.28	S61	市		市	○
18	習志野台第一保育園	1,963.70	H25	市		市	○
19	習志野台第二保育園	847.44	S48	市		借地	○

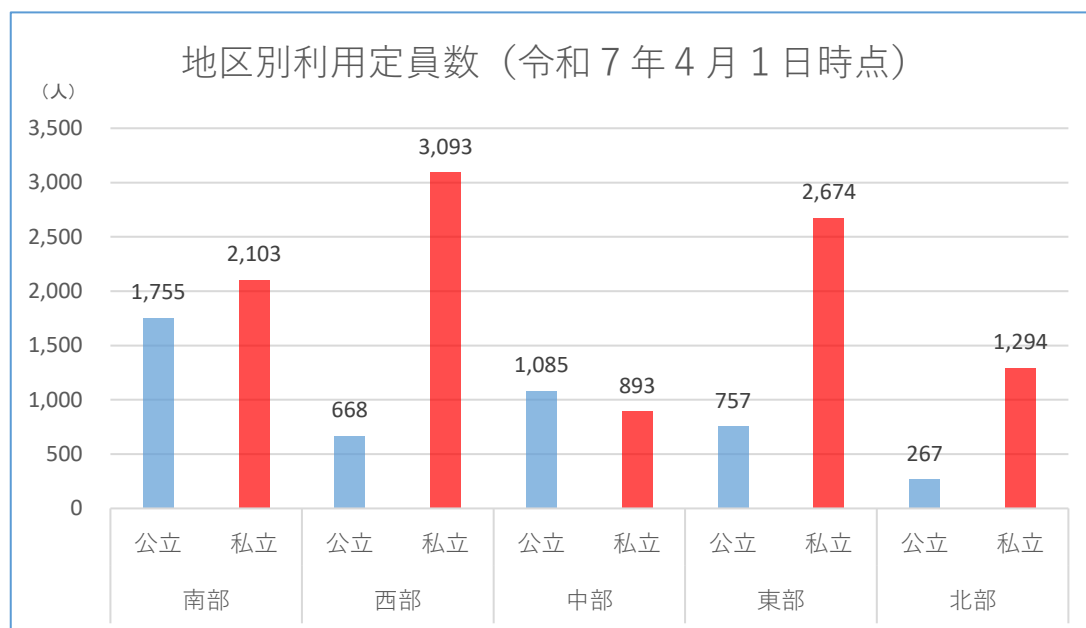
No.	施設名称	建築物の状況				敷地 所有	保全 計画
		施設占有 面積(㎡)	建築 年	建物 所有	同一建物内の 複合施設		
20	高根台保育園	1,169.06	S58	市		借地	○
21	芝山第一保育園	1,062.74	S53	市		借地	○
22	小室保育園	1,122.31	S55	市		市	○
23	三山保育園	1,215.72	H25	市		市	○
24	海神第一保育園	1,732.18	H29	市		市	○
25	海神第二保育園	378.20	S50	市	青少年センター、 老人憩の家	市	○
26	緑台保育園	1,392.05	H29	市		市	○
27	中央保育園	1,558.89	H25	市		市	○

3. 利用の状況

◆公立保育園は昭和56(1981)年以降市内27か所を維持しています。

◆利用定員数は、近年概ね横ばいで推移しており、私立保育園が全体の69%を占めております。





4. 保育園の施設類型別方針

①全体

■市全体の就学前児童数は減少する見込みです。地域別に見ても、全ての地区で減少が見込まれています。市内の保育施設整備については、子ども・子育て支援事業計画に則り実施しているところです。公立保育園についても、今後の児童数の推移、保育需要の動向を見ながら、同計画にも照らしあわせ、定員の見直し及び施設の統廃合等を検討します。

②施設ごと

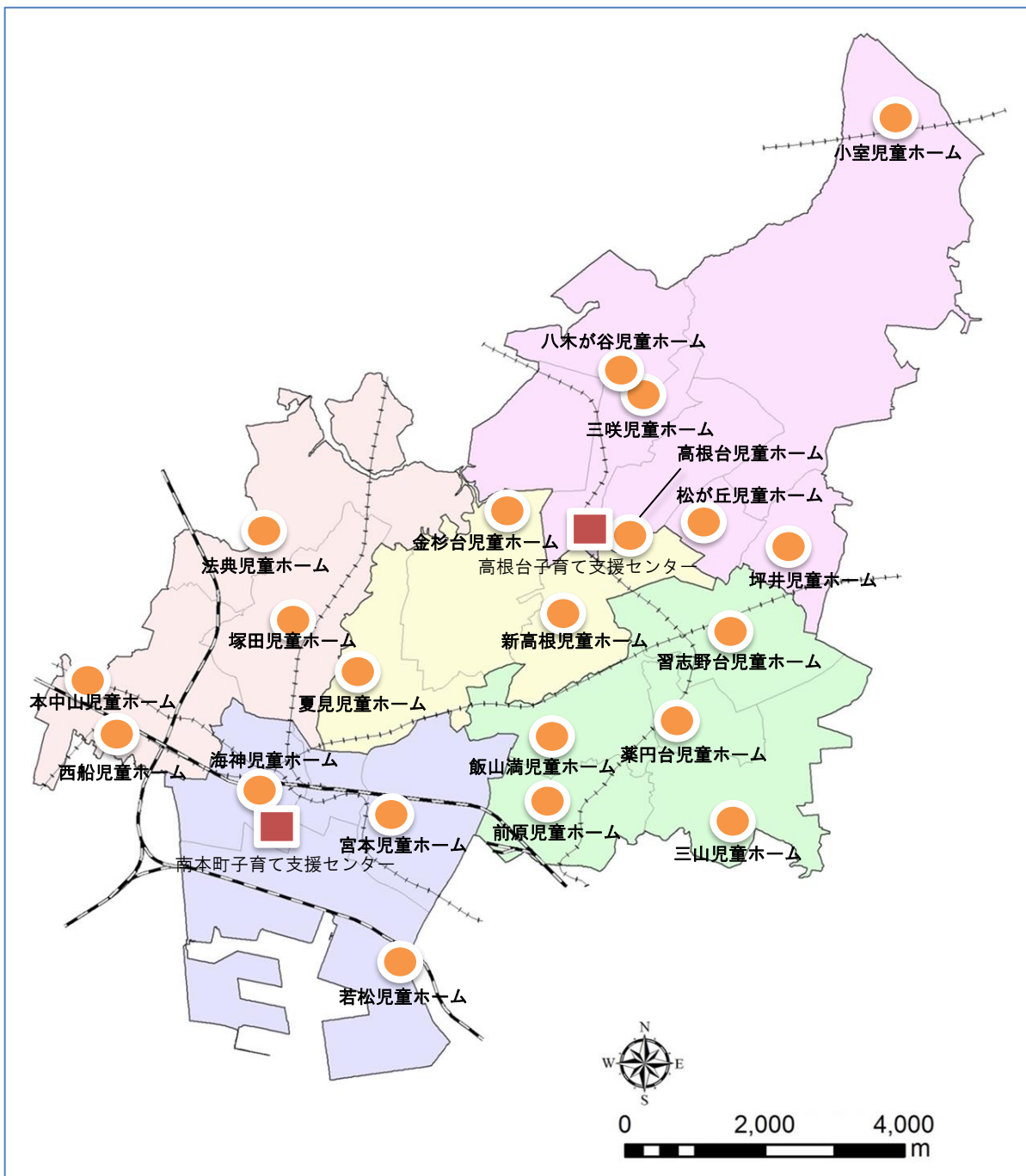
No.	施設名称	経過 年数	建て替え着手時期			課題・特記事項等
			10年 以内	20年 以内	21年 以降	
1	宮本第一保育園	53			○	
2	宮本第二保育園	50			○	
3	浜町保育園	44			○	
4	若松保育園	55			○	
5	湊町保育園	50			○	平成25(2013)年 一部建て替え
6	千鳥保育園	34			○	
7	本町保育園	9			○	

No.	施設名称	経過 年数	建て替え着手時期			課題・特記事項等
			10年 以内	20年 以内	21年 以降	
8	西船保育園	51			○	
9	本中山保育園	47			○	
10	若葉保育園	11			○	
11	行田保育園	48			○	
12	夏見第一保育園	54			○	平成23(2011)年 一部建て替え
13	夏見第二保育園	46			○	
14	高根保育園	50			○	
15	金杉台保育園	14			○	
16	二和保育園	13			○	
17	二宮保育園	39			○	
18	習志野台第一保育園	12			○	
19	習志野台第二保育園	52			○	
20	高根台保育園	42			○	
21	芝山第一保育園	47			○	
22	小室保育園	45			○	
23	三山保育園	12			○	
24	海神第一保育園	8			○	
25	海神第二保育園	50			○	
26	緑台保育園	8			○	
27	中央保育園	12			○	

3. 児童ホーム・子育て支援センター

1. 市内配置状況

- ◆児童ホームは、24地区コミュニティのうち、本町・二和・大穴を除く21地区に1か所ずつ整備しています。
- ◆児童ホーム単独の施設は4か所のみとなっており、他の児童ホームや子育て支援センターは、複合施設となっています。



2. 建物の状況

◆耐震性は全て問題ありません。

◆建築後50年を経過している施設が4か所あります。

児童ホーム

No.	施設名称	建築物の状況				敷地 所有	保全 計画
		施設占有 面積(㎡)	建築 年	建物 所有	同一建物内の 複合施設		
1	宮本児童ホーム	532.78	S63	市	宮本公民館、 老人憩の家	市	○
2	若松児童ホーム	320.27	S55	市	老人憩の家	市	○
3	海神児童ホーム	662.76	H5	市	西簡易マザーズホー ム、 老人憩の家	市	○
4	塚田児童ホーム	499.09	S61	市	塚田公民館、 老人憩の家	借地	○
5	本中山児童ホーム	464.91	H20	市	西部公民館、 老人憩の家	市	○
6	西船児童ホーム	495.76	S56	市	老人憩の家	市	○
7	法典児童ホーム	491.20	H8	市	西老人福祉センター	市	○
8	新高根児童ホーム	545.65	H2	市	新高根公民館、 老人憩の家	市	○
9	高根台児童ホーム	777.60	S44	市		借地	○
10	夏見児童ホーム	515.32	S61	市	老人憩の家	市	○
11	金杉台児童ホーム	470.54	S54	市		借地	○
12	薬円台児童ホーム	574.45	H3	市	薬円台公民館、 老人憩の家	市 (一部借地)	○
13	前原児童ホーム	856.13	H15	市	放課後ルーム	借地	○
14	飯山満児童ホーム	508.42	S60	市	老人憩の家	市	○
15	三山児童ホーム	499.92	S57	市	老人憩の家	市	○
16	習志野台児童ホーム	518.40	S48	市		市	○

No.	施設名称	建築物の状況				敷地 所有	保全 計画
		施設占有 面積(㎡)	建築 年	建物 所有	同一建物内の 複合施設		
17	三咲児童ホーム	518.20	H1	市	三咲公民館、 老人憩の家	市	○
18	八木が谷児童ホーム	512.63	S58	市	老人憩の家	市	○
19	松が丘児童ホーム	495.45	S59	市	老人憩の家	市	○
20	小室児童ホーム	513.35	S56	市	小室連絡所、 小室公民館、 老人憩の家	市	○
21	坪井児童ホーム	724.12	H30	市		市	○

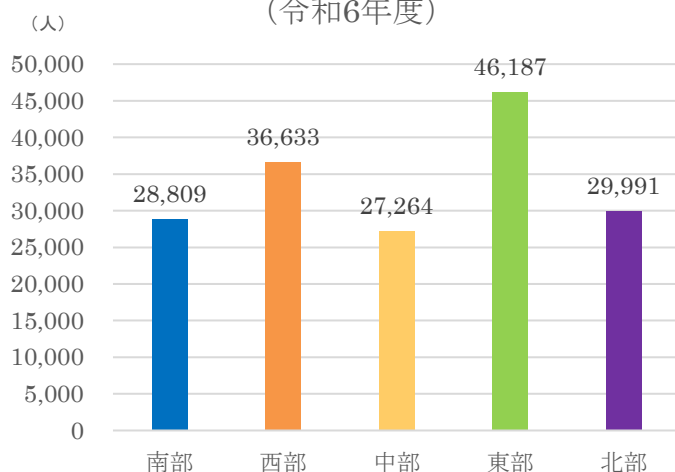
子育て支援センター

No.	施設名称	建築物の状況				敷地 所有	保全 計画
		施設占有 面積(㎡)	建築 年	建物 所有	同一建物内の 複合施設		
1	南本町子育て支援センタ ー	693.11	S42	市	老人憩の家	市	○
2	高根台子育て支援センタ ー	382.00	S41	市	特別支援学校高根台校 舎、 たんぽぽ親子教室	市	○

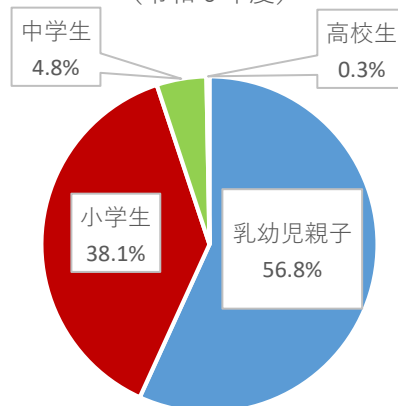
3. 利用の状況

- ◆児童ホームの利用者数は、地域別にみると西部と東部が多くなっています。
- ◆児童ホームの来館者数のうち、乳幼児親子が56. 8%、小学生が38. 1%となっています。中学生は4. 8%、高校生は0. 3%です。
- ◆南本町子育て支援センターの利用者数については、出生数が多い傾向にある西部・南部地域からの利用が多く、新型コロナウイルス感染症流行時は一時的に減少していましたが、近年は回復傾向にあります。
- ◆高根台子育て支援センターの利用者数については、中部・東部・北部地域からの利用が多く、新型コロナウイルス感染症流行時は一時的に減少していましたが、近年は回復傾向にあります。

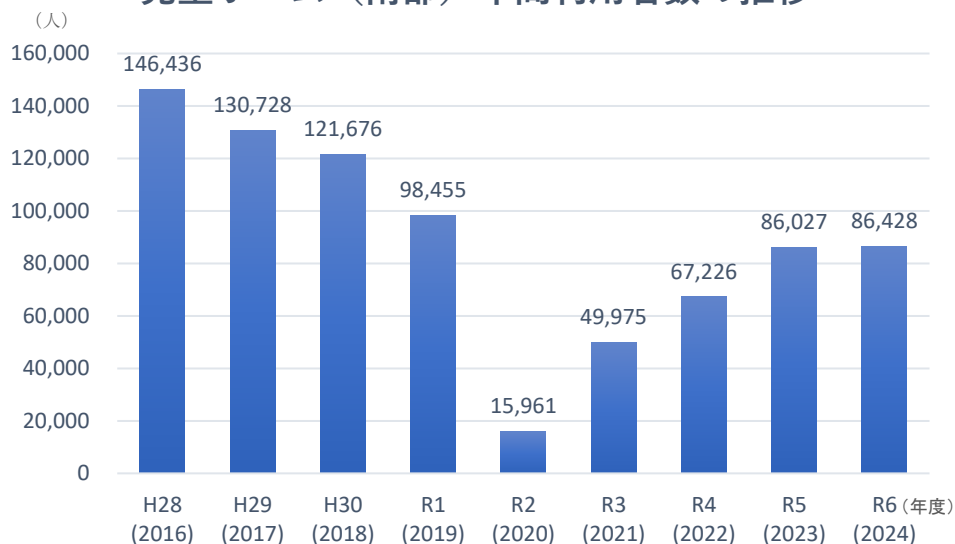
児童ホームの地域別平均年間利用者数
(令和6年度)



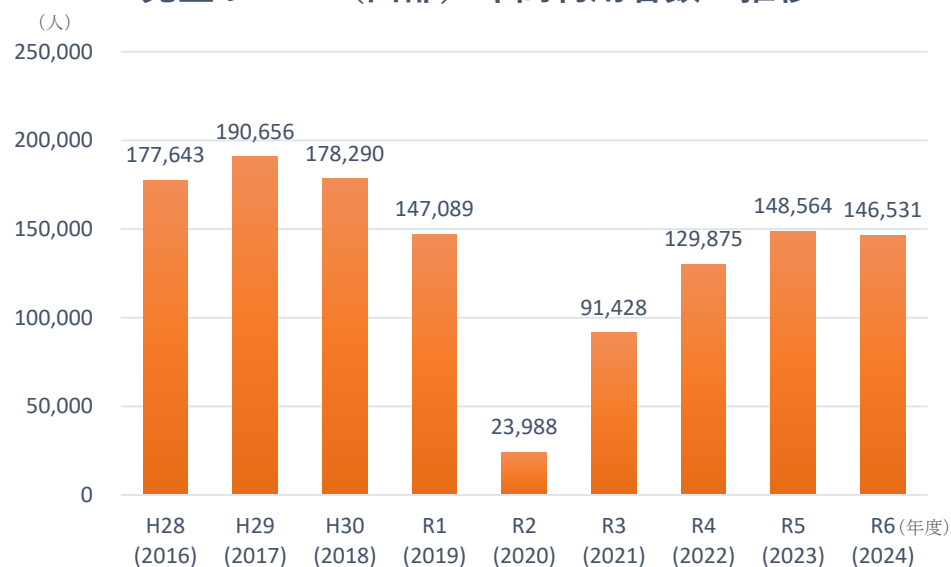
児童ホームの来館者の構成
(令和6年度)



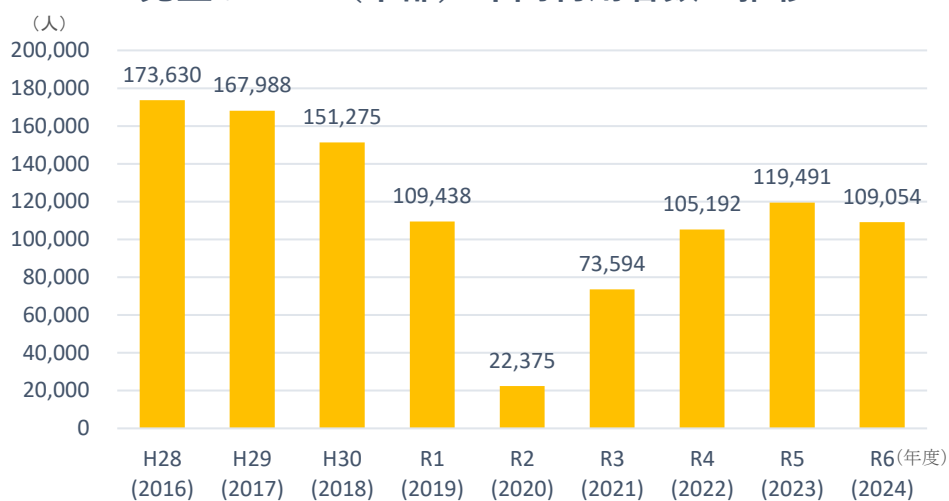
児童ホーム（南部）年間利用者数の推移



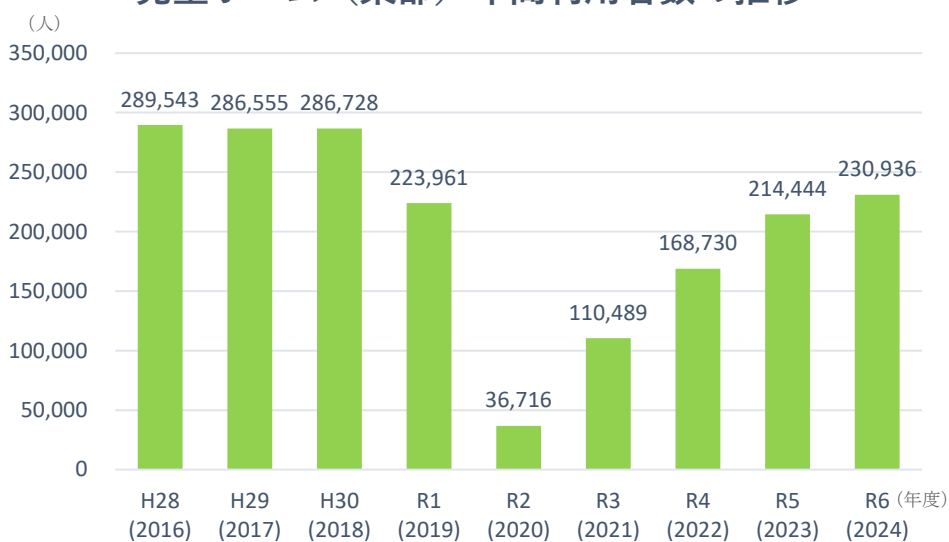
児童ホーム（西部）年間利用者数の推移



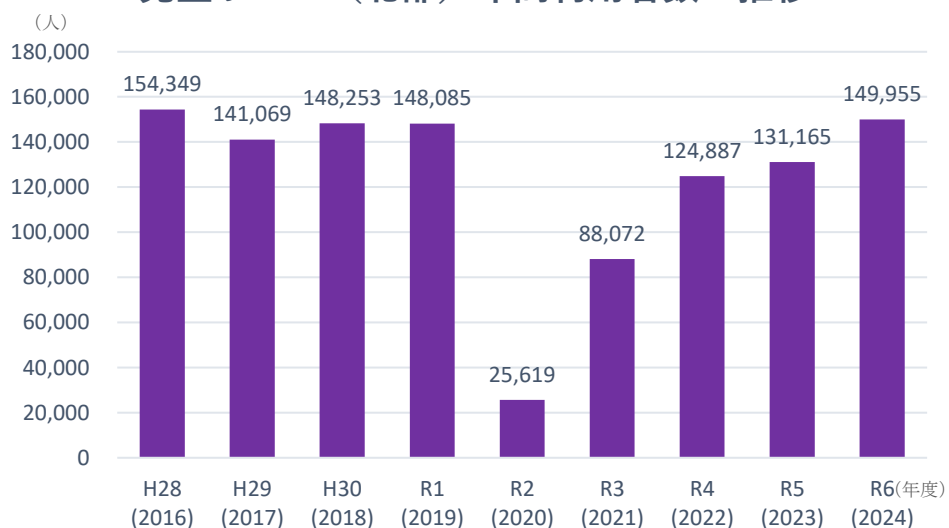
児童ホーム（中部）年間利用者数の推移

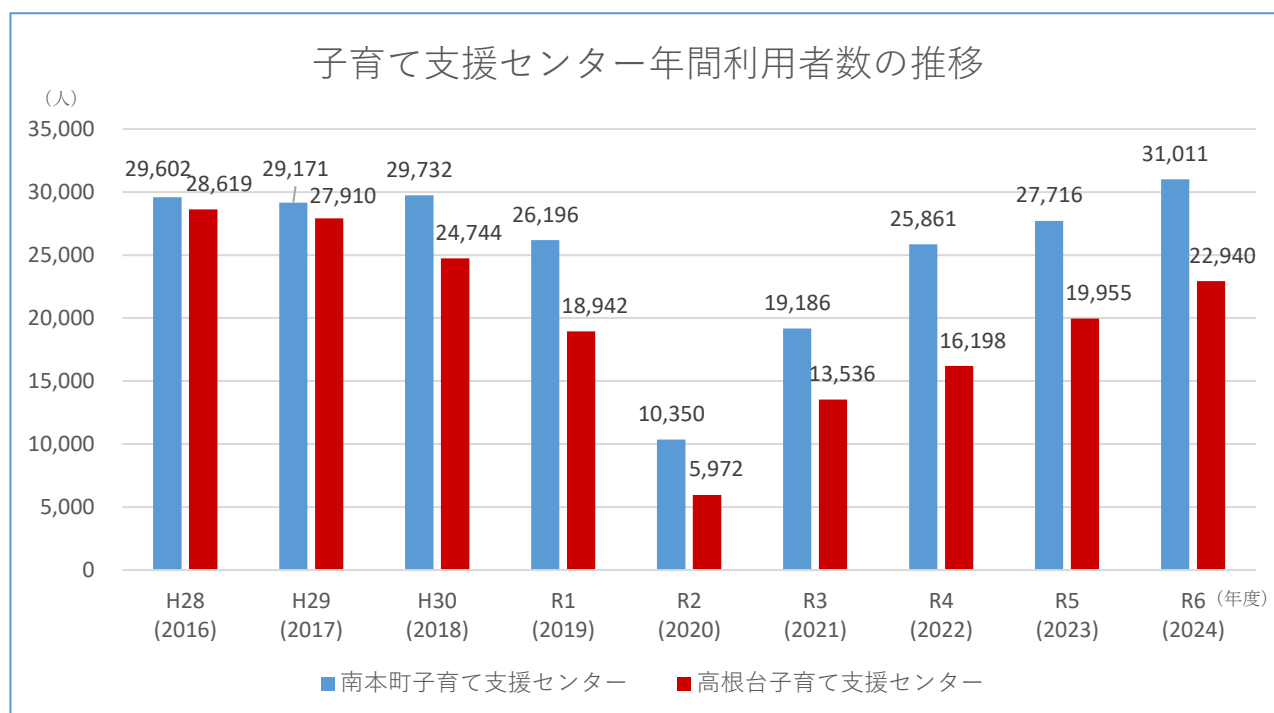


児童ホーム（東部）年間利用者数の推移



児童ホーム（北部）年間利用者数の推移





4. 児童ホーム・子育て支援センターの施設類型別方針

①全体

- 今後児童数の減少が見込まれる地区コミュニティも存在することから、需要を注視しつつ、施設の建て替えに伴う複合化や、地域の現況に応じて他用途への転用を検討していきます。
- バリアフリー化が必要な施設は、大規模改修や建て替えにあわせてバリアフリー化の検討を行います。

②施設ごと

児童ホーム

No.	施設名称	経過 年数	建て替え着手時期			課題・特記事項等
			10年 以内	20年 以内	21年 以降	
1	宮本児童ホーム	37			○	
2	若松児童ホーム	45			○	
3	海神児童ホーム	32			○	
4	塚田児童ホーム	39			○	
5	本中山児童ホーム	17			○	
6	西船児童ホーム	44			○	

No.	施設名称	経過 年数	建て替え着手時期			課題・特記事項等
			10 年 以内	20 年 以内	21 年 以降	
7	法典児童ホーム	29			○	
8	新高根児童ホーム	35			○	
9	高根台児童ホーム	56			○	
10	夏見児童ホーム	39			○	
11	金杉台児童ホーム	46			○	
12	薬円台児童ホーム	34			○	
13	前原児童ホーム	22			○	
14	飯山満児童ホーム	40			○	
15	三山児童ホーム	43			○	
16	習志野台児童ホーム	52			○	
17	三咲児童ホーム	36			○	
18	八木が谷児童ホーム	42			○	
19	松が丘児童ホーム	41			○	
20	小室児童ホーム	44			○	
21	坪井児童ホーム	7			○	

子育て支援センター

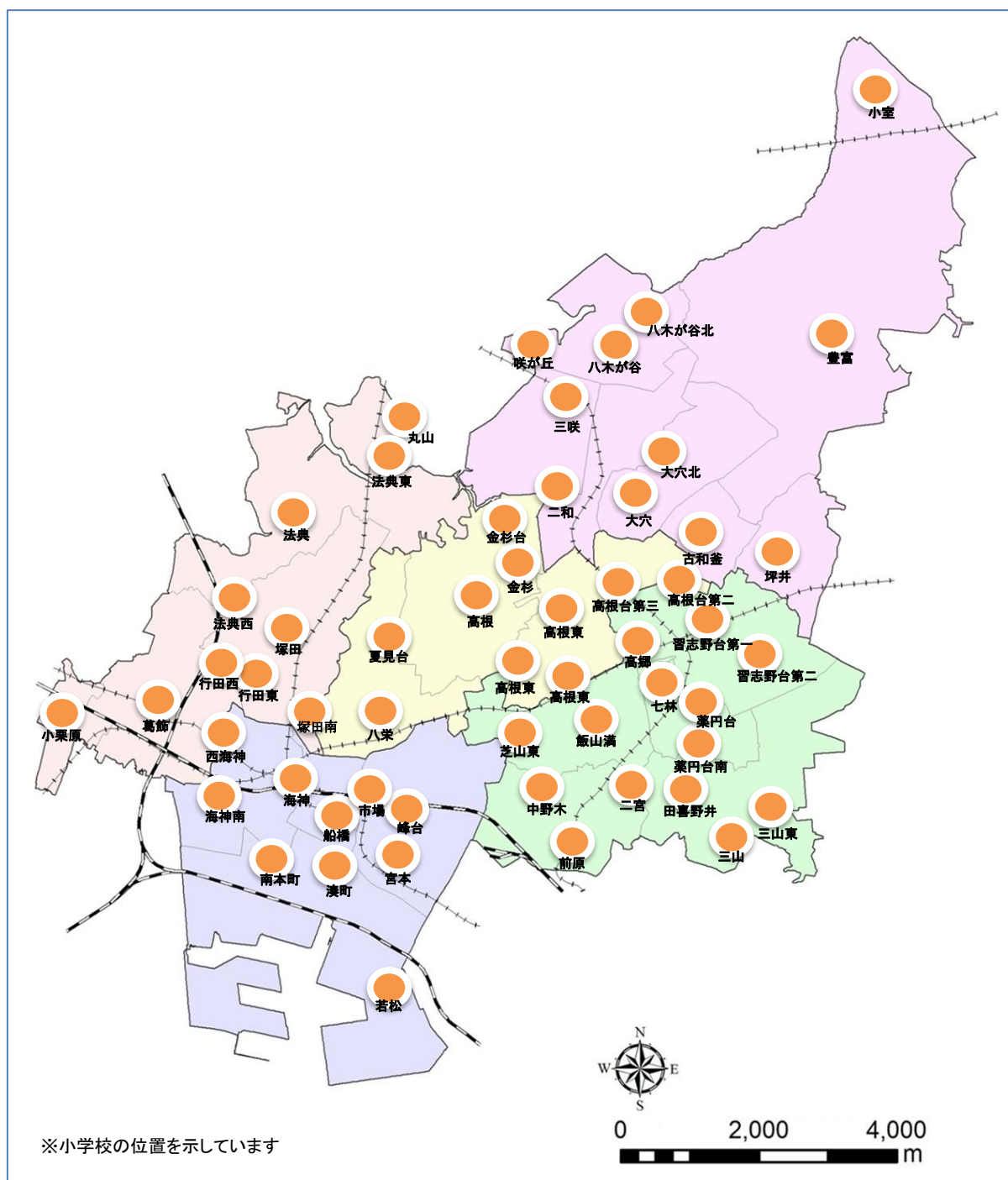
No.	施設名称	経過 年数	建て替え着手時期			課題・特記事項等
			10 年 以内	20 年 以内	21 年 以降	
1	南本町子育て支援センタ ー	58			○	
2	高根台子育て支援センタ ー	59	○			

4. 放課後ルーム

1. 市内配置状況

◆公設公営の放課後ルームは市内55小学校区にあり、学校敷地内専用施設53か所、学校内余裕教室活用45か所、学校外専用施設9か所、学校外民間借用施設4か所の合計111か所あります。

◆国が定める児童1人あたりの面積基準について、経過措置として旧基準の施設があります。



2. 建物の状況

◆耐震性は全て問題ありません。

No.	施設名	建築物の状況				敷地 所有	保全計 画
		施設占有 面積(㎡)	建築 年	建物 所有	備考		
1	船橋第1放課後 ルーム	101.80	H26	市		市	○
2	船橋第2放課後 ルーム	115.40	H26	市		市	○
3	湊町放課後ルー ム	120.96	H18	市		市	
4	南本町第1放課 後ルーム	64.00	S47	市		市	○
5	南本町第2放課 後ルーム	63.75	S47	市		市	○
6	宮本第1放課後 ルーム	128.34	S48	市		市	○
7	宮本第2放課後 ルーム	142.32	H29	市		市	○
8	宮本第3放課後 ルーム	142.32	H29	市		市	○
9	若松第1放課後 ルーム	99.37	H14	市		市	
10	若松第2放課後 ルーム	115.49	H25	市		市	
11	若松第3放課後 ルーム	129.60	H29	市		市	○
12	若松第4放課後 ルーム	129.60	H29	市		市	○
13	峰台第1放課後 ルーム	89.00	S48	市		市	○
14	峰台第2放課後 ルーム	128.66	S52	市		市	○
15	市場第1放課後 ルーム	110.49	S60	市		市	○
16	市場第2放課後 ルーム	86.71	H30	市		市	
17	海神第1放課後 ルーム	90.27	H13	市		市	

No.	施設名	建築物の状況				敷地 所有	保全 計画
		施設占有 面積(㎡)	建築 年	建物 所有	備考		
18	海神第 2 放課後 ルーム	158.63	H19	市		市	
19	海神第 3 放課後 ルーム	59.50	S47	市		市	○
20	西海神第 1 放課 後ルーム	99.78	H22	市		市	
21	西海神第 2 放課 後ルーム	140.48	H29	市		市	○
22	西海神第 3 放課 後ルーム	140.48	H29	市		市	○
23	海神南放課後ル ーム	142.30	H12	市		市	
24	葛飾第 1 放課後 ルーム	96.32	H14	市		市	
25	葛飾第 2 放課後 ルーム	99.37	H16	市		市	
26	葛飾第 3 放課後 ルーム	59.50	S48	市		市 (一部借 地)	○
27	葛飾第 4 放課後 ルーム	59.50	S48	市		市 (一部借 地)	○
28	葛飾第 5 放課後 ルーム	63.00	S33	市	令和7(2025)年7月 1日開設	市 (一部借 地)	○
29	小栗原第 1 放課 後ルーム	140.34	H14	市		市	
30	小栗原第 2 放課 後ルーム	179.20※	H16	市	学校体育倉庫と複合 施設	市	
31	小栗原第 3 放課 後ルーム	99.72	H29	市		市	
32	小栗原第 4 放課 後ルーム	99.72	H29	市		市	
33	八栄第 1 放課後 ルーム	116.76	H13	市		市	

No.	施設名	建築物の状況				敷地 所有	保全 計画
		施設占有 面積(㎡)	建築 年	建物 所有	備考		
34	八栄第 2 放課後 ルーム	102.00	H3	賃貸借		-	
35	夏見台第 1 放課 後ルーム	121.00	S48	市		市	○
36	夏見台第 2 放課 後ルーム	99.50	H22	市		市	
37	高根放課後ルー ム	106.00	S50	市		市	○
38	高根東放課後ル ーム	133.00	S48	市		市	○
39	金杉放課後ルー ム	147.34※	H13	市	学校体育倉庫と複合 施設	市	
40	三咲第 1 放課後 ルーム	99.78	H13	市		借地	
41	三咲第 2 放課後 ルーム	115.93	H22	市		借地	
42	二和第 1 放課後 ルーム	65.54	H12	市		市	
43	二和第 2 放課後 ルーム	65.54	H12	市		市	
44	八木が谷放課後 ルーム	120.00	S50	市		市	○
45	八木が谷北放課 後ルーム	80.37	H12	市		市	
46	咲が丘放課後ル ーム	111.35	S58	市		市	○
47	金杉台放課後ル ーム	60.00	S53	市		市	○
48	法典第 1 放課後 ルーム	122.36	H27	市		市	○
49	法典第 2 放課後 ルーム	122.36	H27	市		市	○
50	丸山放課後ルー ム	108.00	S51	市		市	○

No.	施設名	建築物の状況				敷地 所有	保全 計画
		施設占有 面積(㎡)	建築 年	建物 所有	備考		
51	法典東第 1 放課 後ルーム	109.30	H30	市		市	○
52	法典東第 2 放課 後ルーム	110.72	H30	市		市	○
53	法典西第 1 放課 後ルーム	99.37	H17	市		市	
54	法典西第 2 放課 後ルーム	-	H19	市	学校施設を一時使用 しており、施設占有面 積は「-」としています	市	○
55	塚田第 1 放課後 ルーム	100.94	H12	市		借地	
56	塚田第 2 放課後 ルーム	72.63	H12	市		借地	
57	塚田第 3 放課後 ルーム	53.95	S61	賃貸借		-	
58	行田東放課後ル ーム	106.00	H14	市		市	
59	行田西第 1 放課 後ルーム	60.00	S51	市		市	○
60	行田西第 2 放課 後ルーム	117.19	H21	市		市	
61	前原第 1 放課後 ルーム	104.00	S51	市		市	○
62	前原第 2 放課後 ルーム	86.04	H26	市		市	
63	中野木第 1 放課 後ルーム	161.70	H13	市		市	
64	中野木第 2 放課 後ルーム	47.00	H15	市	前原児童ホームの一 部を利用	借地	○
65	中野木第 3 放課 後ルーム	63.75	S59	賃貸借		-	
66	二宮第 1 放課後 ルーム	75.83	H12	市		市	
67	二宮第 2 放課後 ルーム	-	H28	市	学校施設を一時使用 しており、施設占有面 積は「-」としています	市	

No.	施設名	建築物の状況				敷地 所有	保全 計画
		施設占有 面積(㎡)	建築 年	建物 所有	備考		
68	飯山満第1放課 後ルーム	82.17	H12	市		市	
69	飯山満第2放課 後ルーム	79.50	H16	市		市	
70	飯山満第3放課 後ルーム	63.00	S44	市		市	○
71	飯山満第4放課 後ルーム	63.00	S44	市		市	○
72	飯山満南放課後 ルーム	122.55	H29	市		市	
73	芝山東放課後ル ーム	90.00	S52	市		市	○
74	芝山西第1放課 後ルーム	61.00	S54	市		市	○
75	芝山西第2放課 後ルーム	59.64	S54	市		市	○
76	七林第1放課後 ルーム	77.76	H13	市		市	
77	七林第2放課後 ルーム	83.35	H22	市		市	
78	薬円台第1放課 後ルーム	100.88	H13	市		借地	
79	薬円台第2放課 後ルーム	63.00	S39	市		借地	○
80	薬円台南第1放 課後ルーム	80.37	H12	市		市	
81	薬円台南第2放 課後ルーム	105.92	H19	市		市	
82	田喜野井放課後 ルーム	82.78	H12	市		市	
83	三山第1放課後 ルーム	59.50	S46	市		市	○
84	三山第2放課後 ルーム	59.50	S46	市		市	○

No.	施設名	建築物の状況				敷地 所有	保全 計画
		施設占有 面積(㎡)	建築 年	建物 所有	備考		
85	三山東放課後ル ーム	141.86※	H13	市	学校体育倉庫と複合 施設	市	
86	高根台第二第 1 放課後ルーム	74.00	S43	市		市	○
87	高根台第二第 2 放課後ルーム	74.29	S43	市		市	○
88	高根台第三第 1 放課後ルーム	87.56	H14	市		市	
89	高根台第三第 2 放課後ルーム	94.32	H21	市		市	
90	高郷第 1 放課後 ルーム	60.00	S48	市		市	○
91	高郷第 2 放課後 ルーム	59.50	S48	市		市	○
92	習志野台第一第 1 放課後ルーム	123.57	H14	市		市	
93	習志野台第一第 2 放課後ルーム	57.80	S46	市		市	○
94	習志野台第一第 3 放課後ルーム	57.80	S46	市	令和7(2025)年4月 1日開設(習志野台児 童ホーム内) 令和7(2025)年7月 1日移転(習志野台第 一小学校)	市	○
95	習志野台第二第 1 放課後ルーム	162.00	S44	市		市	○
96	習志野台第二第 2 放課後ルーム	88.45	S44	市	令和7(2025)年7月 1日開設	市	○
97	古和釜第 1 放課 後ルーム	60.00	S43	市		市	○
98	古和釜第 2 放課 後ルーム	76.73	H18	市		市	
99	坪井第 1 放課後 ルーム	86.00	S55	市		市	○
100	坪井第 2 放課後 ルーム	99.52	H25	市		市	

No.	施設名	建築物の状況				敷地 所有	保全 計画
		施設占有 面積(㎡)	建築 年	建物 所有	備考		
101	坪井第3放課後 ルーム	59.50	S55	市		市	○
102	坪井第4放課後 ルーム	59.50	S50	市		市	○
103	大穴放課後ルー ム	88.00	S46	市		市	○
104	大穴北第1放課 後ルーム	72.00	S52	市		市	○
105	大穴北第2放課 後ルーム	59.50	S52	市		市	○
106	豊富放課後ルー ム	99.37	H14	市		市	
107	小室放課後ルー ム	86.12	H7	賃貸借		-	
108	塚田南第1放課 後ルーム	106.09	R3	市		市	○
109	塚田南第2放課 後ルーム	106.09	R3	市		市	○
110	塚田南第3放課 後ルーム	110.47	R3	市		市	○
111	塚田南第4放課 後ルーム	-	R3	市	学校施設を一時使用 しており、施設占有面 積は「-」としています	市	○

※ 施設占有面積には、学校体育倉庫部分も含まれます。

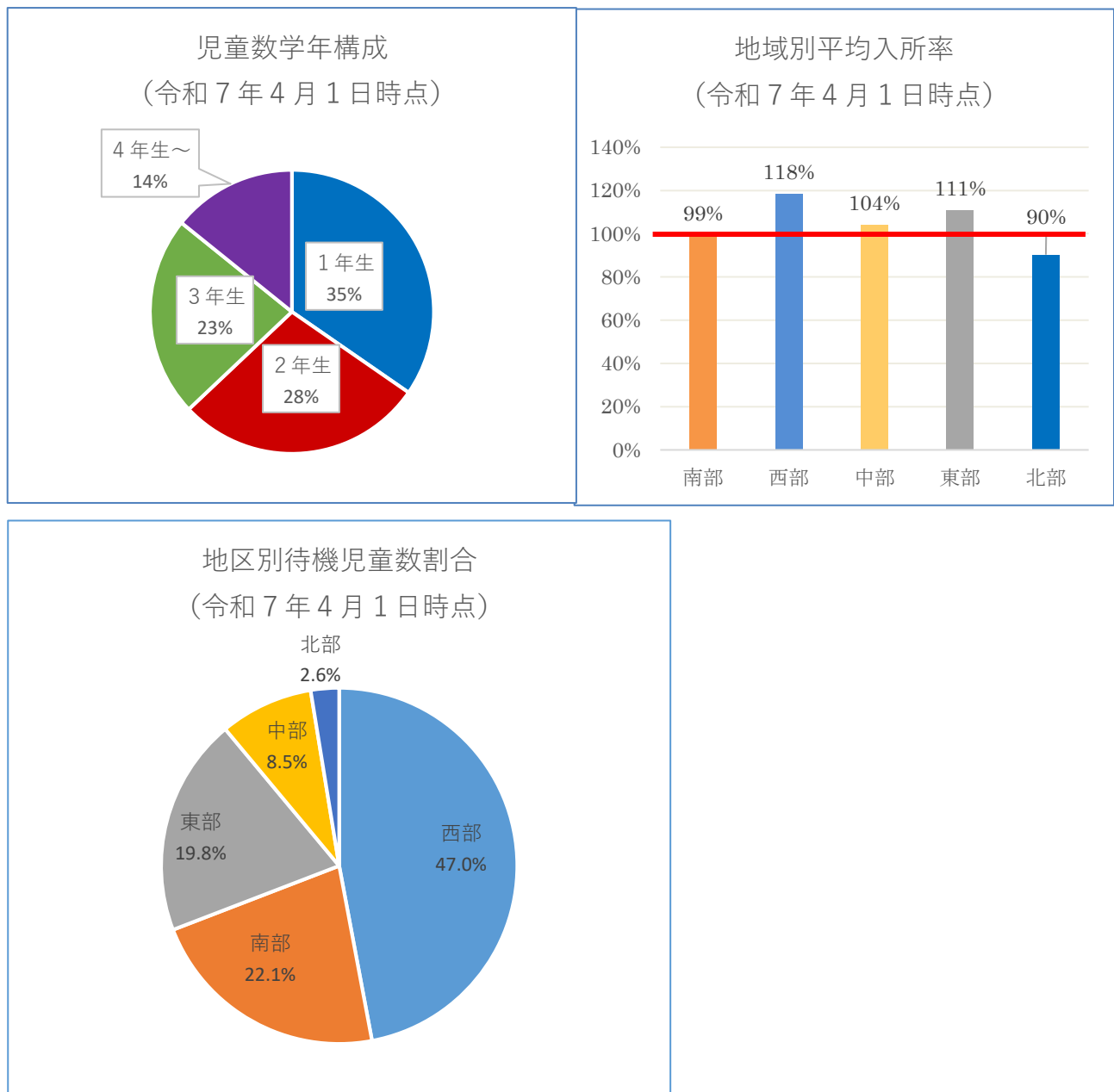
3. 利用の状況

◆入所児童数の多い4月の時点では、およそ7割の学校で定員を超えており、待機児童の解消を図るため定員を超えて受け入れる弾力運用を行っておりますが、西部・南部・東部エリアの多くの学校で待機児童が発生しています。

年間の利用者数の推移は、4月から夏休みを終える頃までが利用者数が多く、9月以降には待機児童も徐々に解消されていく傾向にあります。

◆在籍する児童を学年別にみると、1年生から3年生までが全児童数の9割近くを占めており、学年が上がるにつれて利用者が減っていきます。

◆第2ルーム以上ある学校は全体のおよそ7割あり、南部・西部・東部・北部地域では第3ルーム以上ある学校が12か所、さらに南部・西部・北部地域では第4ルームがある学校が6か所、西部では第5ルームがある学校が1か所あります。



4. 放課後ルームの施設類型別方針

①全体

- 将来人口推計をみると、児童数は減少していく見込みですが、保育需要の高まりもあり、今後も放課後ルームの需要は増える見込みです。ただし、地域によっては減少する見込みもあるため、今後は小学校の児童数を注視しながら、複合化、集約化を検討していく必要があります。
- 国が定める児童 1 人あたりの面積基準については、経過措置による旧基準施設の児童数の推移を注視し、適応するよう見直していきます。
- 同一の学校で複数の放課後ルームを有している場合は、児童数減少を注視し、児童の安全性や施設の老朽化等を考慮し、学校内余裕教室への移設を検討していきます。
- 民間施設を借り上げて運営している放課後ルームは、学校内余裕教室等の活用を進めていきます。
- 学校の建て替えが予定される場合、学校内への集約化を検討していきます。
- 学校敷地内専用施設に余剰が生じた場合は、他施設への転用についても検討していきます。

②施設ごと

No.	施設名称	経過 年数	建て替え着手時期			課題・特記事項等
			10 年 以内	20 年 以内	21 年 以降	
1	船橋第 1 放課後ルーム	11			○	学校敷地内専用施設
2	船橋第 2 放課後ルーム	11			○	学校敷地内専用施設
3	湊町放課後ルーム	19			○	学校敷地内専用施設
4	南本町第 1 放課後ルーム	53		○		学校内余裕教室
5	南本町第 2 放課後ルーム	53		○		学校内余裕教室
6	宮本第 1 放課後ルーム	52		○		学校内余裕教室
7	宮本第 2 放課後ルーム	8			○	学校敷地内専用施設
8	宮本第 3 放課後ルーム	8			○	学校敷地内専用施設
9	若松第 1 放課後ルーム	23			○	学校敷地内専用施設
10	若松第 2 放課後ルーム	12			○	学校敷地内専用施設
11	若松第 3 放課後ルーム	8			○	学校外専用施設
12	若松第 4 放課後ルーム	8			○	学校外専用施設
13	峰台第 1 放課後ルーム	52		○		学校内余裕教室
14	峰台第 2 放課後ルーム	48		○		学校内余裕教室
15	市場第 1 放課後ルーム	40			○	学校内余裕教室
16	市場第 2 放課後ルーム	7			○	学校敷地内専用施設
17	海神第 1 放課後ルーム	24			○	学校敷地内専用施設
18	海神第 2 放課後ルーム	18			○	学校敷地内専用施設
19	海神第 3 放課後ルーム	53			○	学校内余裕教室
20	西海神第 1 放課後ルーム	15			○	学校敷地内専用施設

No.	施設名称	経過 年数	建て替え着手時期			課題・特記事項等
			10年 以内	20年 以内	21年 以降	
21	西海神第2放課後ルーム	8			○	学校外専用施設
22	西海神第3放課後ルーム	8			○	学校外専用施設
23	海神南放課後ルーム	25			○	学校敷地内専用施設
24	葛飾第1放課後ルーム	23			○	学校敷地内専用施設
25	葛飾第2放課後ルーム	21			○	学校敷地内専用施設
26	葛飾第3放課後ルーム	52	○			学校内余裕教室
27	葛飾第4放課後ルーム	52	○			学校内余裕教室
28	葛飾第5放課後ルーム	67	○			学校内余裕教室
29	小栗原第1放課後ルーム	23			○	学校敷地内専用施設
30	小栗原第2放課後ルーム	21			○	学校敷地内専用施設
31	小栗原第3放課後ルーム	8			○	学校敷地内専用施設
32	小栗原第4放課後ルーム	8			○	学校敷地内専用施設
33	八栄第1放課後ルーム	24			○	学校敷地内専用施設
34	八栄第2放課後ルーム	34	-	-	-	学校外専用施設(民間施設)
35	夏見台第1放課後ルーム	52			○	学校内余裕教室
36	夏見台第2放課後ルーム	15			○	学校敷地内専用施設
37	高根放課後ルーム	50		○		学校内余裕教室
38	高根東放課後ルーム	52			○	学校内余裕教室
39	金杉放課後ルーム	24			○	学校敷地内専用施設
40	三咲第1放課後ルーム	24			○	学校敷地内専用施設
41	三咲第2放課後ルーム	15			○	学校敷地内専用施設

No.	施設名称	経過 年数	建て替え着手時期			課題・特記事項等
			10年 以内	20年 以内	21年 以降	
42	二和第1放課後ルーム	25			○	学校敷地内専用施設
43	二和第2放課後ルーム	25			○	学校敷地内専用施設
44	八木が谷放課後ルーム	50			○	学校内余裕教室
45	八木が谷北放課後ルーム	25			○	学校敷地内専用施設
46	咲が丘放課後ルーム	42			○	学校内余裕教室
47	金杉台放課後ルーム	47		○		学校内余裕教室
48	法典第1放課後ルーム	10			○	学校敷地内専用施設
49	法典第2放課後ルーム	10			○	学校敷地内専用施設
50	丸山放課後ルーム	49			○	学校内余裕教室
51	法典東第1放課後ルーム	7		○		学校敷地内専用施設
52	法典東第2放課後ルーム	7		○		学校敷地内専用施設
53	法典西第1放課後ルーム	20			○	学校敷地内専用施設
54	法典西第2放課後ルーム	18			○	学校内余裕教室
55	塚田第1放課後ルーム	25			○	学校外専用施設
56	塚田第2放課後ルーム	25			○	学校外専用施設
57	塚田第3放課後ルーム	39	-	-	-	学校外専用施設(民間施設)
58	行田東放課後ルーム	23			○	学校敷地内専用施設
59	行田西第1放課後ルーム	49			○	学校内余裕教室
60	行田西第2放課後ルーム	16			○	学校敷地内専用施設
61	前原第1放課後ルーム	49		○		学校内余裕教室
62	前原第2放課後ルーム	11			○	学校敷地内専用施設

No.	施設名称	経過 年数	建て替え着手時期			課題・特記事項等
			10年 以内	20年 以内	21年 以降	
63	中野木第1放課後ルーム	24			○	学校敷地内専用施設
64	中野木第2放課後ルーム	22			○	学校外専用施設
65	中野木第3放課後ルーム	41	-	-	-	学校外専用施設(民間施設)
66	二宮第1放課後ルーム	25			○	学校敷地内専用施設
67	二宮第2放課後ルーム	9		○		学校内余裕教室
68	飯山満第1放課後ルーム	25			○	学校敷地内専用施設
69	飯山満第2放課後ルーム	21			○	学校敷地内専用施設
70	飯山満第3放課後ルーム	56		○		学校内余裕教室
71	飯山満第4放課後ルーム	56		○		学校内余裕教室
72	飯山満南放課後ルーム	8			○	学校敷地内専用施設
73	芝山東放課後ルーム	48			○	学校内余裕教室
74	芝山西第1放課後ルーム	46			○	学校内余裕教室
75	芝山西第2放課後ルーム	46			○	学校内余裕教室
76	七林第1放課後ルーム	24			○	学校外専用施設
77	七林第2放課後ルーム	15			○	学校外専用施設
78	薬円台第1放課後ルーム	24			○	学校敷地内専用施設
79	薬円台第2放課後ルーム	61	○			学校内余裕教室
80	薬円台南第1放課後ルーム	25			○	学校敷地内専用施設
81	薬円台南第2放課後ルーム	18			○	学校敷地内専用施設
82	田喜野井放課後ルーム	25			○	学校敷地内専用施設

No.	施設名称	経過 年数	建て替え着手時期			課題・特記事項等
			10年 以内	20年 以内	21年 以降	
83	三山第1放課後ルーム	54	○			学校内余裕教室
84	三山第2放課後ルーム	54	○			学校内余裕教室
85	三山東放課後ルーム・ 三山東小学校体育倉庫	24			○	学校敷地内専用施設
86	高根台第二第1放課後 ルーム	57	○			学校内余裕教室
87	高根台第二第2放課後 ルーム	57	○			学校内余裕教室
88	高根台第三第1放課後 ルーム	23			○	学校敷地内専用施設
89	高根台第三第2放課後 ルーム	16			○	学校敷地内専用施設
90	高郷第1放課後ルーム	52		○		学校内余裕教室
91	高郷第2放課後ルーム	52		○		学校内余裕教室
92	習志野台第一第1放課後 ルーム	23			○	学校敷地内専用施設
93	習志野台第一第2放課後 ルーム	54	○			学校内余裕教室
94	習志野台第一第3放課後 ルーム	54	○			学校内余裕教室
95	習志野台第二第1放課後 ルーム	56		○		学校内余裕教室
96	習志野台第二第2放課後 ルーム	56		○		学校内余裕教室
97	古和釜第1放課後ルーム	57		○		学校内余裕教室
98	古和釜第2放課後ルーム	19			○	学校敷地内専用施設
99	坪井第1放課後ルーム	45			○	学校内余裕教室
100	坪井第2放課後ルーム	12			○	学校敷地内専用施設

No.	施設名称	経過 年数	建て替え着手時期			課題・特記事項等
			10 年 以内	20 年 以内	21 年 以降	
101	坪井第 3 放課後ルーム	45			○	学校内余裕教室
102	坪井第 4 放課後ルーム	50			○	学校内余裕教室
103	大穴放課後ルーム	54		○		学校内余裕教室
104	大穴北第 1 放課後ルーム	48			○	学校内余裕教室
105	大穴北第 2 放課後ルーム	48			○	学校内余裕教室
106	豊富放課後ルーム	23			○	学校敷地内専用施設
107	小室放課後ルーム	30	-	-	-	学校外専用施設（民間施設）
108	塚田南第 1 放課後ルーム	4				・学校敷地内専用施設 ・経過年数が僅少であるため、建て替え着手時期を記載していません。
109	塚田南第 2 放課後ルーム	4				・学校敷地内専用施設 ・経過年数が僅少であるため、建て替え着手時期を記載していません。
110	塚田南第 3 放課後ルーム	4				・学校敷地内専用施設 ・経過年数が僅少であるため、建て替え着手時期を記載していません。
111	塚田南第 4 放課後ルーム	4				・学校内余裕教室 ・経過年数が僅少であるため、建て替え着手時期を記載していません。

5. 市営住宅

1. 市内配置状況

◆市営住宅は、直接建設型が12か所、借上型が26か所あります。



2. 建物の状況

◆耐震性は全て問題ありません。

◆直接建設型の市営住宅については、建築後50年を経過している施設が2か所あります。

No.	施設名称	建築物の状況				敷地 所有	保全 計画
		施設占有 面積(㎡)	建築 年	建物 所有	管理戸数		
直接建設型(12か所)							
1	海神三丁目団地	6,543.95	S50	市	96 戸	市	○
2	馬込町団地	3,443.29	S52	市	54 戸	市	○
3	二宮第一団地	2,069.86	S55	市	30 戸	市	○
4	二宮第二団地	3,075.43	S58	市	40 戸	市	○
5	滝台町団地	1,121.27	S60	市	18 戸	市	
6	薬円台団地	5,684.20	S62	市	82 戸	市	○
7	二和東第一団地	5,508.61	H2	市	79 戸	市	○
8	二和東第二団地	4,941.03	S46	市	96 戸	市	○
9	大穴南団地	4,033.86	H6	市	63 戸	市	○
10	藤原団地	6,478.01	S56	市	88 戸	市	○
11	前原団地	2,707.11	H18	市	59 戸	市	○
12	三山団地	5,501.47	H22	市	113 戸	市	○
借上型(民間)(18か所)							
13	金杉借上福祉住宅 (コーポスズ)	299.93	H6	賃貸借	10 戸	-	
14	習志野台借上福祉 住宅(成江習志野 台ハイツ)	296.08	H8	賃貸借	10 戸	-	
15	藤原借上福祉住宅 (ベルデ藤原)	727.05	H8	賃貸借	20 戸	-	
16	咲が丘借上福祉住 宅(こむはうす 2)	347.04	H9	賃貸借	10 戸	-	

No.	施設名称	建築物の状況				敷地 所有	保全 計画
		施設占有 面積(㎡)	建築 年	建物 所有	管理戸数		
17	南本町借上福祉住宅(ゆう・さざなみ)	328.45	H9	賃貸借	10 戸	-	
18	二宮借上福祉住宅(カムイ・アイカム)	429.52	H9	賃貸借	10 戸	-	
19	夏見台借上公営住宅(ソルーチェ夏見台)	2,063.07	H10	賃貸借	49 戸	-	
20	夏見借上公営住宅(ヒルトップ矢野 C 棟)	1,651.87	H10	賃貸借	40 戸	-	
21	湊町借上公営住宅(魚水庵)	884.23	H11	賃貸借	19 戸	-	
22	薬円台借上公営住宅(サンライズ薬円台)	1,293.04	H11	賃貸借	30 戸	-	
23	新高根借上公営住宅(エトワール仲村)	1,208.09	H12	賃貸借	30 戸	-	
24	飯山満町借上公営住宅(ウェルフェアポート)	1,250.38	H12	賃貸借	30 戸	-	
25	上山町借上公営住宅(パレド上山 2 号館)	891.91	H13	賃貸借	21 戸	-	
26	田喜野井借上公営住宅(グレイスフォート)	939.83	H15	賃貸借	20 戸	-	
27	東船橋三丁目借上公営住宅(グリタァ・カネコ)	981.68	H16	賃貸借	20 戸	-	
28	行田第一借上公営住宅(シティー・ホレスト)	1,417.43	H17	賃貸借	34 戸	-	
29	大穴南借上公営住宅(グリーンパーク滝不動)	1,807.94	H18	賃貸借	40 戸	-	

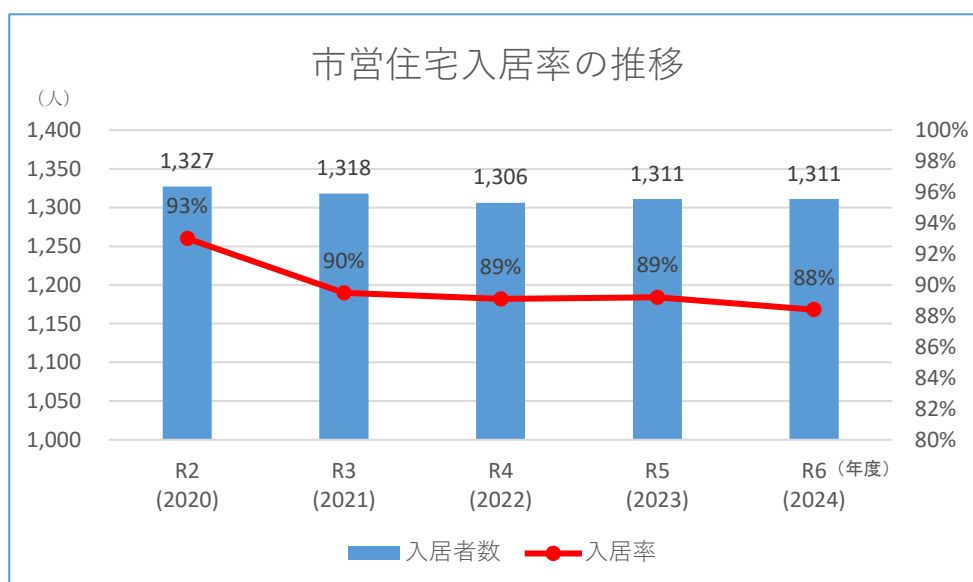
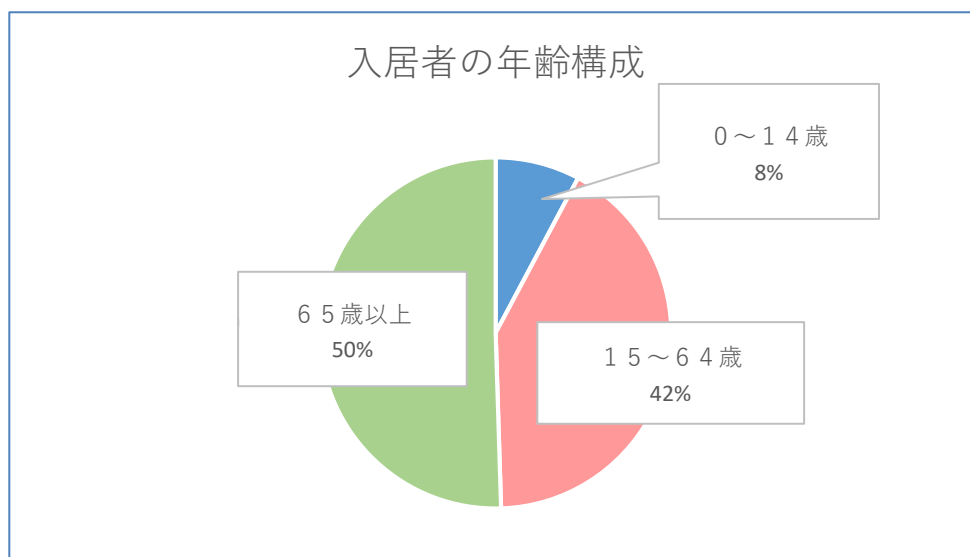
No.	施設名称	建築物の状況				敷地 所有	保全 計画
		施設占有 面積(㎡)	建築 年	建物 所有	管理戸数		
30	高根台借上公営住宅(ペルファミーユ高根台)	1,747.68	H20	賃貸借	40 戸	-	
借上型(独立行政法人都市再生機構(UR都市機構))(8か所)							
31	芝山第一借上公営住宅	2,176.30	S51	賃貸借	58 戸	-	
32	行田第二借上公営住宅	2,818.20	S53	賃貸借	62 戸	-	
33	行田第三借上公営住宅	2,596.00	S51	賃貸借	61 戸	-	
34	小室町借上公営住宅	420.00	S55	賃貸借	10 戸	-	
35	芝山第二借上公営住宅	923.20	S54	賃貸借	24 戸	-	
36	芝山第三借上公営住宅	135.30	S52	賃貸借	3 戸	-	
37	金杉台第一借上公営住宅	48.70	S46	賃貸借	1 戸	-	
38	金杉台第二借上公営住宅	48.70	S46	賃貸借	3 戸	-	

3. 利用の状況

◆年4回(6月、9月、12月、3月)の入居者募集を行っています。

◆利用者の年齢構成は65歳以上の高齢者の割合が高く、平均年齢が70歳を超えている団地も複数あります。また、入居世帯は単身世帯が最も多く、次いで二世帯となっています。

◆民間賃貸住宅を借上げているものが18か所、UR都市機構から借上げているものが8か所あります。



4. 市営住宅の施設類型別方針

①全体

■市所有団地

- ・規模・用途、地域の利便性、住戸数の確保等により、目標使用年数経過後に建て替えて、今後に残す【中核団地】と、目標使用年数までは維持・保全を行い、その後に廃止・集約する【維持・保全団地】に区分します。中核団地の建て替えや借上型住宅の廃止の際には、維持・保全団地への集約や戸数の確保を行います。
- ・中核団地の建て替え時期や維持・保全団地の目標使用年数等を勘案して、目標使用年数まで概ね10年以下となる時期を目安に大規模修繕の実施の必要性を検討します。また、中核団地の建て替えが一定期間に集中しないよう、劣化度が激しい団地を前倒しで建て替えることも検討します。

■民間賃借住宅

- ・地域の利便性、各住宅の入居状況、借上住宅の使用年数、契約費用等のコストを比較し、契約更新の必要性を検討していきます。

②施設ごと

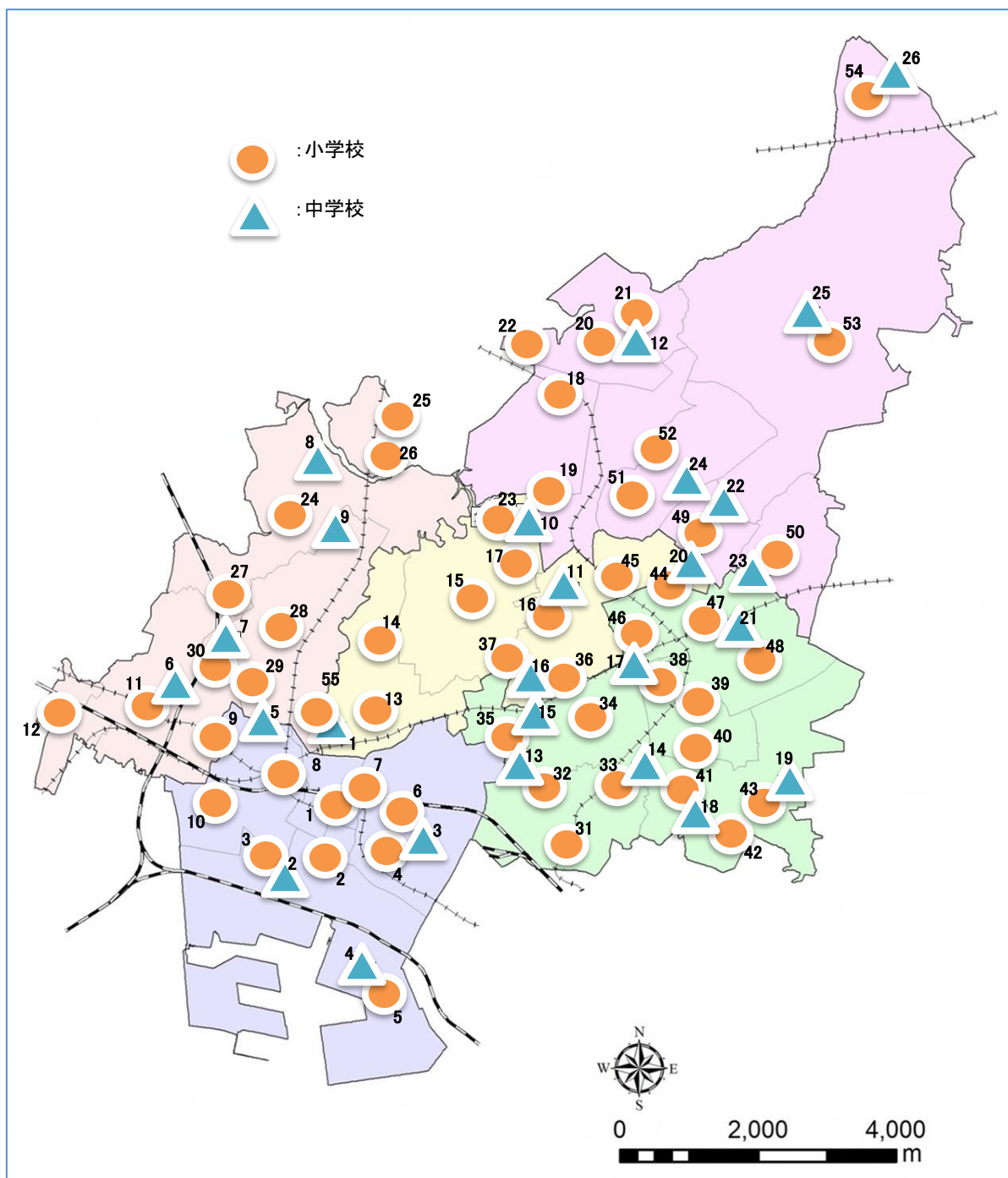
No.	施設名称	経過 年数	建て替え着手時期			課題・特記事項等
			10 年 以内	20 年 以内	21 年 以降	
直接建設型(12か所)						
1	海神三丁目団地	50			○	
2	馬込町団地	48			○	
3	二宮第一団地	45			○	
4	二宮第二団地	42			○	
5	滝台町団地	40			○	
6	薬円台団地	38			○	
7	二和東第一団地	35			○	
8	二和東第二団地	54			○	
9	大穴南団地	31			○	
10	藤原団地	44			○	
11	前原団地	19			○	
12	三山団地	15			○	

6. 小・中学校

1. 市内配置状況

◆小学校は市内に55か所、中学校は26か所あります。

◆施設の面積や配置は、国の設置基準や「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」、「船橋市立小・中学校の学校規模・学校配置に関する基本方針」等に拠っています。学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」や「千葉県公立小中義務教育学校学級編制基準」等を基にしています。



2. 建物の状況

◆耐震性は全て問題ありません。

小学校

No.	施設名称	建築物の状況				敷地 所有	保全 計画
		施設占有 面積(㎡)	建築 年	建物 所有	同一建物内の 複合施設		
1	船橋小学校	7,990.56	H26	市	放課後ルーム	市	○
2	湊町小学校	7,133.08	S46	市		市	○
3	南本町小学校	6,453.82	S45	市	放課後ルーム	市	○
4	宮本小学校	8,116.69	S48	市	放課後ルーム	市	○
5	若松小学校	7,989.16	S54	市		市	○
6	峰台小学校	7,568.09	S44	市	放課後ルーム サポートルーム「ひまわり」	市	○
7	市場小学校	7,408.85	S60	市	放課後ルーム	市	○
8	海神小学校	6,638.61	S47	市	放課後ルーム	市	○
9	西海神小学校	6,911.35	H24	市		市	○
10	海神南小学校	6,250.76	S52	市		市	○
11	葛飾小学校	9,489.05	S33	市	放課後ルーム	市 (一部借地)	○
12	小栗原小学校	7,265.94	S46	市		市	○
13	八栄小学校	6,259.31	S42	市		市	○
14	夏見台小学校	7,119.49	S48	市	放課後ルーム	市	○
15	高根小学校	9,160.91	S44	市	放課後ルーム	市	○
16	高根東小学校	7,265.74	S47	市	放課後ルーム	市	○
17	金杉小学校	6,384.95	S53	市		市	○
18	三咲小学校	8,694.99	S37	市		借地	○

No.	施設名称	建築物の状況				敷地 所有	保全 計画
		施設占有 面積 (㎡)	建築 年	建物 所有	同一建物内の 複合施設		
19	二和小学校	6,762.04	S53	市		市	○
20	八木が谷小学校	8,224.80	S48	市	放課後ルーム	市	○
21	八木が谷北小学校	7,461.73	S52	市		市	○
22	咲が丘小学校	6,503.03	S58	市	放課後ルーム	市	○
23	金杉台小学校	6,602.62	S46	市	放課後ルーム	市	○
24	法典小学校	9,404.48	S53	市		市 (一部借地)	○
25	丸山小学校	6,686.92	S51	市	放課後ルーム	市	○
26	法典東小学校	7,688.48	S43	市	放課後ルーム	市	○
27	法典西小学校	7,268.47	S59	市	放課後ルーム	市	○
28	塚田小学校	6,926.23	S47	市		市	○
29	行田東小学校	6,549.55	S51	市		市	○
30	行田西小学校	6,509.45	S51	市	放課後ルーム	市	○
31	前原小学校	6,482.95	S43	市	放課後ルーム	市	○
32	中野木小学校	7,829.99	S37	市		市	○
33	二宮小学校	7,652.65	S49	市	放課後ルーム	市	○
34	飯山満小学校	6,963.95	S44	市	放課後ルーム	市	○
35	飯山満南小学校	6,597.08	S50	市		市	○
36	芝山東小学校	6,474.52	S52	市	放課後ルーム	市	○
37	芝山西小学校	5,788.45	S54	市	放課後ルーム	市	○
38	七林小学校	6,552.56	S55	市		市	○

No.	施設名称	建築物の状況				敷地 所有	保全 計画
		施設占有 面積 (㎡)	建築 年	建物 所有	同一建物内の 複合施設		
39	薬円台小学校	7,856.57	S39	市	放課後ルーム	借地	○
40	薬円台南小学校	7,471.36	S49	市		市	○
41	田喜野井小学校	6,474.53	S56	市		市	○
42	三山小学校	8,514.80	S46	市	放課後ルーム 郷土資料館 三山分 室	市	○
43	三山東小学校	6,453.53	S57	市		市	○
44	高根台第二小学校	5,916.56	S37	市	放課後ルーム	市	○
45	高根台第三小学校	6,197.54	S46	市		市	○
46	高郷小学校	6,949.68	S43	市	放課後ルーム	市	○
47	習志野台第一小学校	8,357.17	S42	市	放課後ルーム	市	○
48	習志野台第二小学校	11,518.58	S44	市	放課後ルーム	市	○
49	古和釜小学校	7,104.98	S43	市	放課後ルーム	市	○
50	坪井小学校	8,950.87	S50	市	放課後ルーム	市	○
51	大穴小学校	8,088.74	S46	市	放課後ルーム	市	○
52	大穴北小学校	8,157.54	S52	市	放課後ルーム	市	○
53	豊富小学校	5,088.11	S51	市		市	○
54	小室小学校	7,461.78	S54	市		市	○
55	塚田南小学校	10,128.50	R3	市	放課後ルーム	市	○

中学校

No.	施設名称	建築物の状況				敷地 所有	保全 計画
		施設占有 面積(㎡)	建築 年	建物 所有	同一建物内の 複合施設		
1	船橋中学校	13,918.13	S43	市		市	○
2	湊中学校	8,842.46	S57	市		市	○
3	宮本中学校	11,221.35	S36	市		市 (一部借 地)	○
4	若松中学校	9,196.52	S54	市		市	○
5	海神中学校	9,404.45	S36	市	飛ノ台史跡公園博物 館	市	○
6	葛飾中学校	11,159.41	S40	市		市 (一部借 地)	○
7	行田中学校	9,953.69	S51	市		市	○
8	法田中学校	9,772.39	S49	市		借地	○
9	旭中学校	11,099.85	S60	市		市	○
10	御滝中学校 ※	10,182.54	S42	市		市 (一部借 地)	○
11	高根中学校	9,196.72	S48	市		市	○
12	八木が谷中学校	11,410.22	S54	市		市	○
13	前原中学校	9,401.82	S37	市		市	○
14	二宮中学校	11,294.24	S45	市		市 (一部借 地)	○
15	飯山満中学校	7,920.55	S58	市		市 (一部借 地)	○
16	芝山中学校	7,461.06	S52	市		市	○

No.	施設名称	建築物の状況				敷地 所有	保全 計画
		施設占有 面積(㎡)	建築 年	建物 所有	同一建物内の 複合施設		
17	七林中学校	10,038.46	S52	市		市	○
18	三田中学校	9,747.76	S49	市	三田公民館	市	○
19	三山中学校	8,502.84	S56	市		市 (一部借 地)	○
20	高根台中学校	9,063.77	S38	市		市	○
21	習志野台中学校	11,198.97	S42	市		市	○
22	古和釜中学校	9,634.11	S47	市	サポートルーム「すず らん」	市	○
23	坪井中学校	10,139.33	S55	市		市	○
24	大穴中学校	11,041.37	S54	市	海老が作公民館	市 (一部借 地)	○
25	豊富中学校	6,296.37	S53	市		市	○
26	小室中学校	6,859.09	S54	市		市	○

※御滝中学校の施設占有面積には、旧金杉台中学校の武道室(963.61 ㎡)を含む

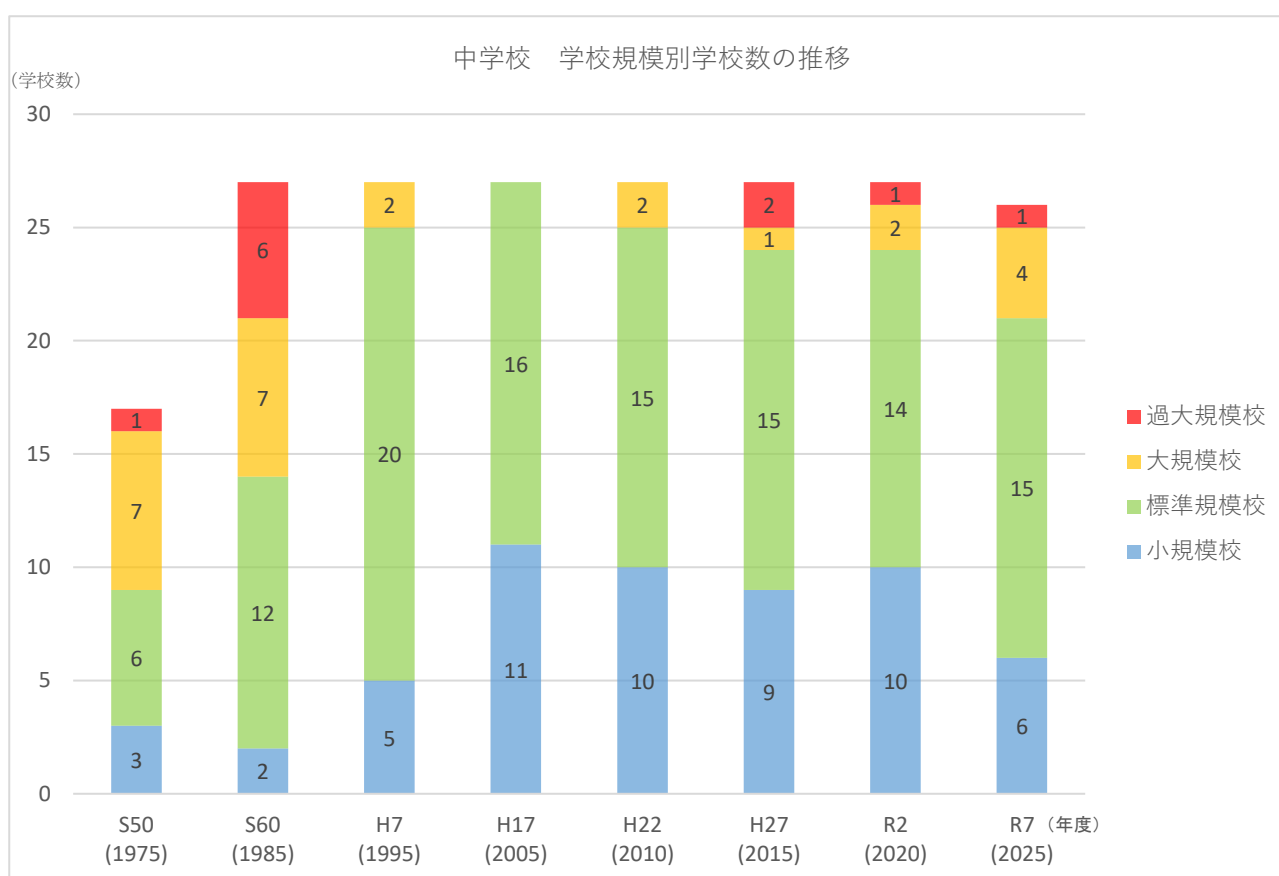
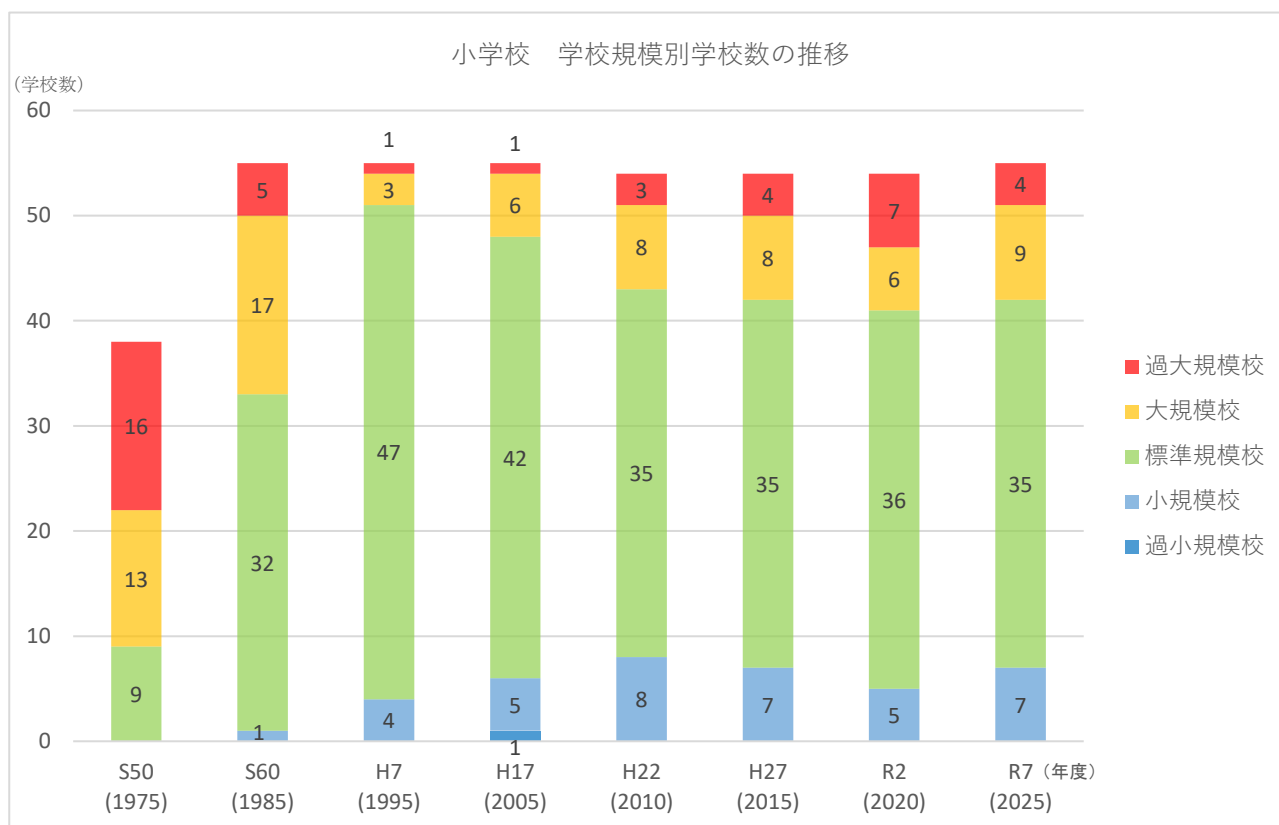
3. 利用の状況

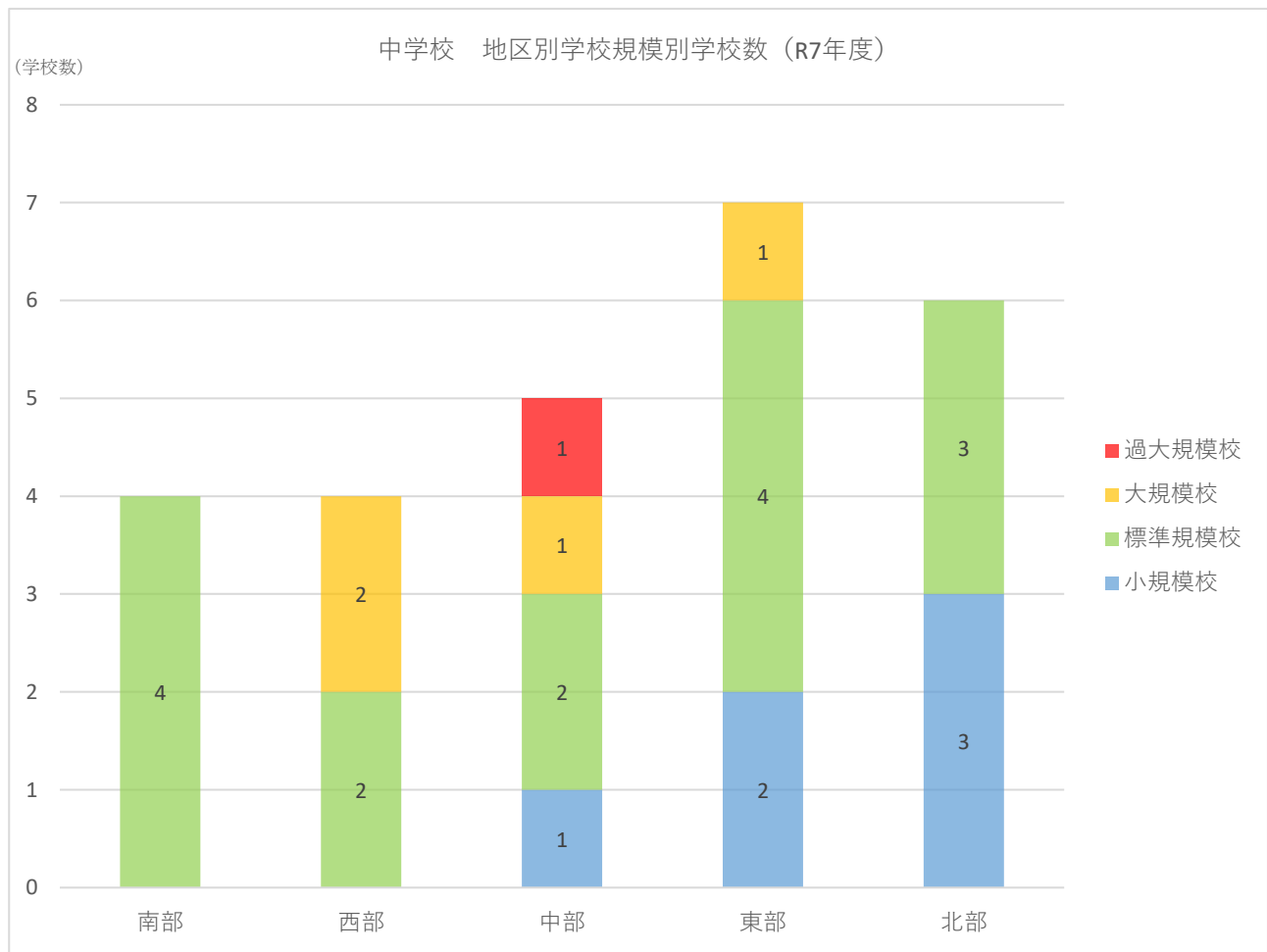
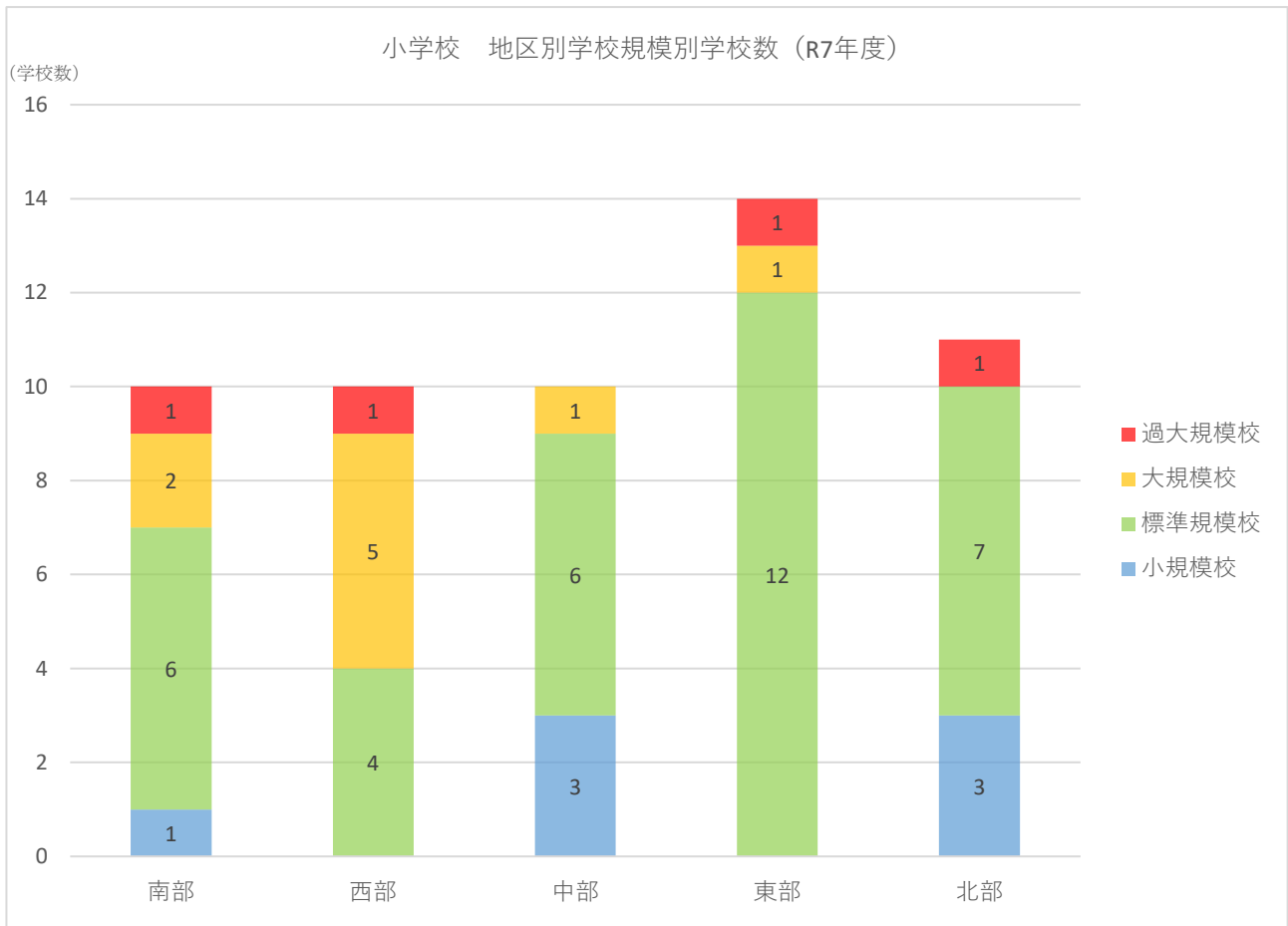
- ◆小・中学校ともに、昭和60(1985)年以降、学校新設や児童生徒数の減少に伴い、過大規模校及び大規模校は減少してきましたが、近年、大規模な集合住宅の建築等により、児童生徒数が増加している地域においては、学校規模の大規模化がみられます。
- ◆一方で、少子高齢化等で児童生徒数が減少している学校も生じており、市内には小規模校や大規模校など規模の違う学校が併存し、また地域によって学校規模に偏りが生じています。学校の著しい大規模化や小規模化は、学習指導面だけでなく、学校運営面においても多くの課題を生じさせる恐れがあることから、良好な教育環境の確保のため、学校規模の適正化が求められています。
- ◆現在、複数の小規模校がある中部・東部・北部地域では、児童生徒数の減少が見込まれるため、今後さらに学校規模の小規模化が懸念されます。

※学校規模の分類(船橋市立小・中学校の学校規模・学校配置に関する基本方針より)

	過小規模校	小規模校	標準規模校	大規模校	過大規模校
小学校	5 学級以下	6～11 学級	12～24 学級	25～30 学級	31 学級以上
中学校	2 学級以下	3～11 学級			

注)上記の学級数には特別支援学級数を含みません。

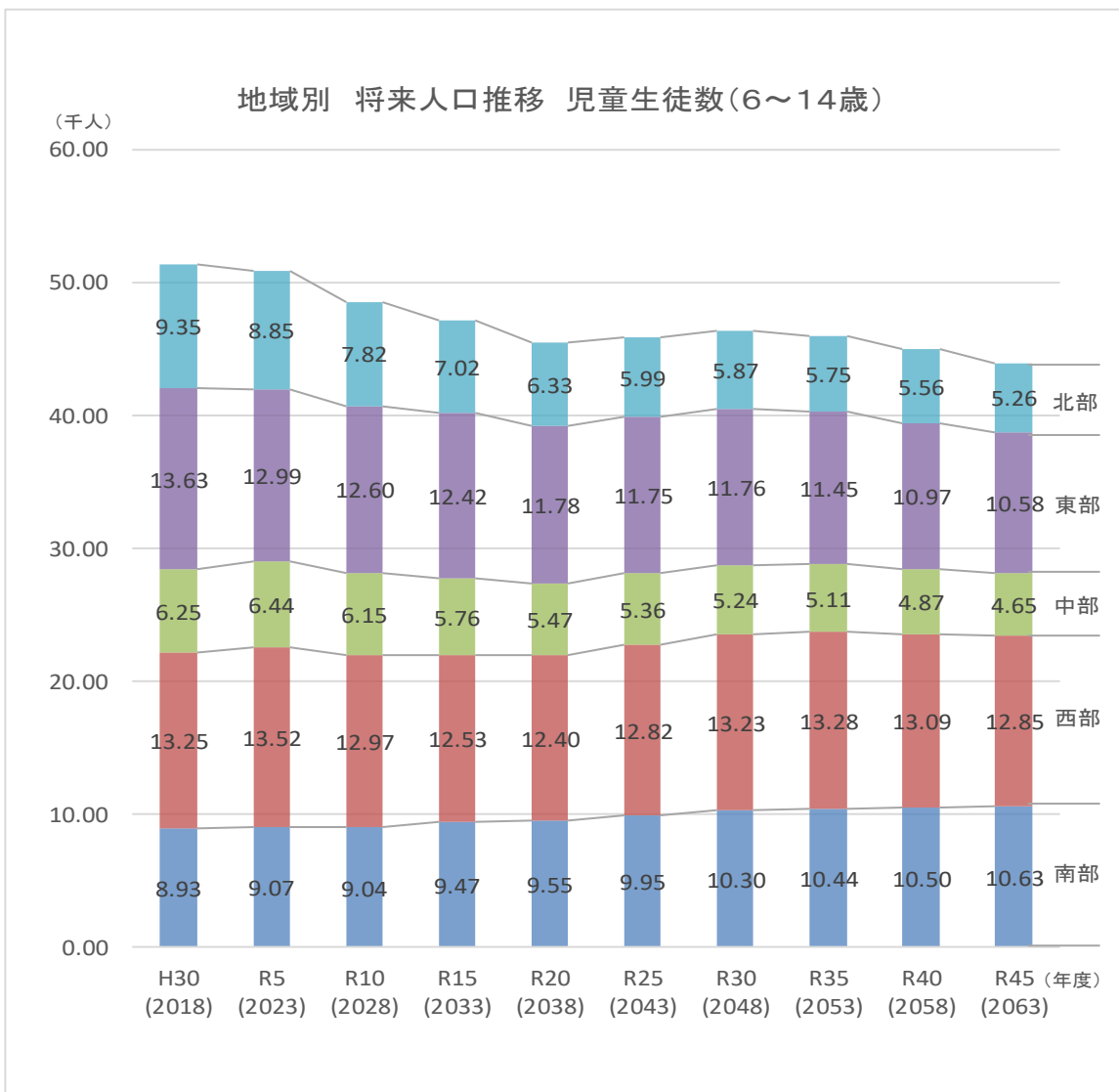
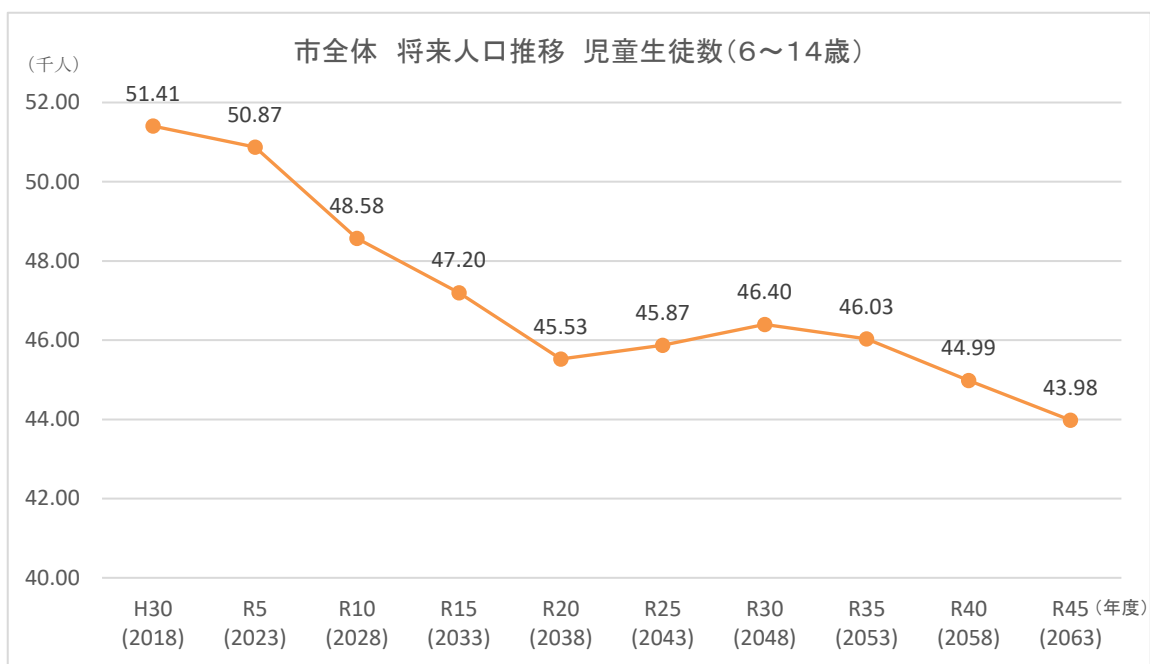




4. 小・中学校の施設類型別方針

①全体

- 将来人口推計(令和元(2019)年5月)によると、本市全体の児童生徒数(6～14歳)は令和20(2038)年まで減少し、その後令和30(2048)年にかけて微増するものの、再び令和45(2063)年まで減少すると予測しています。
- 地域別の児童生徒数は、地域ごとに増減の傾向が異なり、平成30(2018)年と令和45(2063)年を比較すると、南部地域では、約20%増加するのに対し、北部地域では40%以上の減少、中部・東部地域では25%前後の減少、西部地域では、微増減後約3%の減少が推計されています。転出入児童生徒数が多く、また、大規模住宅開発等も想定される本市においては、地域の傾向に加え、各学校の児童生徒数に急激な増減が見込まれる場合があることにも留意が必要です。
- 「船橋市立小・中学校の学校規模・学校配置に関する基本方針」に基づき、学校規模の適正化に取り組みます。今後、児童生徒数の減少が予測されることから、小規模校においては、児童生徒数の推移を注視しつつ、各学校の状況により、通学区域の変更・弾力化、統合等も視野に入れ、望ましい対応策について検討し、少子化に対応した教育環境を確保します。
- 学校はこれまでの児童生徒数の変動に応じて整備されてきたことから、各学校の施設面積や保有する教室数などは様々であり、また、学校規模にも変化があるため、一概に小規模校には余裕教室が多いとは言えませんが、建て替え時には、将来人口推計や地域の人口動態を踏まえ、学校規模に応じた適切な施設量となるように計画します。また、一部の校舎を廃止し余剰建物を整理することにより、建物に係る経費を削減するなど、施設量の最適化を推進します。
- 学校における「普通学級教室として使用できる教室」から普通教室や特別支援学級教室、特別教室など必要教室を除外したものを「余裕教室」と定義し、児童生徒数推計により「余裕教室」が一定数生じると見込まれ、かつ、可能な限りその位置を一か所にまとめるなどして学校教育から分離して使用できる場合、他施設の受け入れや地域で必要とされる施設との複合化など有効活用していきます。なお、少人数による指導体制の整備のため学級編制(1学級当たりの児童生徒数)を定める法律や基準の改正等があった場合、特別な支援を要する児童生徒への支援のため、通級指導教室や特別支援学級を増設するなど、国の教育制度や学校を取り巻く状況の変化により、余裕教室は変動する可能性があります。
- 必要に応じて、校舎外に設置された放課後ルームを校舎内へ移設するなど、他用途での活用を検討します。
- 校舎増築・建て替え時及び要配慮児童生徒等が在籍することが見込まれる時は、エレベーターを計画的に整備するなどバリアフリーにも配慮していきます。



②施設ごと

小学校

No.	施設名称	経過 年数	建て替え着手時期			課題・特記事項等
			10年 以内	20年 以内	21年 以降	
1	船橋小学校	11			○	
2	湊町小学校	54		○		
3	南本町小学校	55		○		
4	宮本小学校	52		○		
5	若松小学校	46			○	
6	峰台小学校	56		○		
7	市場小学校	40			○	
8	海神小学校	53			○	
9	西海神小学校	13			○	
10	海神南小学校	48			○	
11	葛飾小学校	67	○			
12	小栗原小学校	54			○	
13	八栄小学校	58		○		
14	夏見台小学校	52			○	
15	高根小学校	56		○		
16	高根東小学校	53			○	
17	金杉小学校	47			○	
18	三咲小学校	63	○			
19	二和小学校	47			○	
20	八木が谷小学校	52			○	

No.	施設名称	経過 年数	建て替え着手時期			課題・特記事項等
			10年 以内	20年 以内	21年 以降	
21	八木が谷北小学校	48			○	
22	咲が丘小学校	42			○	
23	金杉台小学校	54		○		
24	法典小学校	47			○	
25	丸山小学校	49			○	
26	法典東小学校	57		○		
27	法典西小学校	41			○	
28	塚田小学校	53			○	
29	行田東小学校	49			○	
30	行田西小学校	49			○	
31	前原小学校	57		○		
32	中野木小学校	63	○			
33	二宮小学校	51		○		
34	飯山満小学校	56		○		
35	飯山満南小学校	50			○	
36	芝山東小学校	48			○	
37	芝山西小学校	46			○	
38	七林小学校	45			○	
39	薬円台小学校	61	○			
40	薬円台南小学校	51			○	
41	田喜野井小学校	44			○	

No.	施設名称	経過 年数	建て替え着手時期			課題・特記事項等
			10年 以内	20年 以内	21年 以降	
42	三山小学校	54	○			
43	三山東小学校	43			○	
44	高根台第二小学校	63	○			
45	高根台第三小学校	54	○			
46	高郷小学校	57		○		
47	習志野台第一小学校	58	○			
48	習志野台第二小学校	56		○		
49	古和釜小学校	57		○		
50	坪井小学校	50			○	
51	大穴小学校	54		○		
52	大穴北小学校	48			○	
53	豊富小学校	49		○		
54	小室小学校	46			○	
55	塚田南小学校	4				経過年数が僅少であるため、建て替え着手時期を記載していません

※建て替えにあたっては、対象となる校舎の劣化状況や学校運営上の機能性などを総合的に判断し、全ての校舎を建て替えるか、段階的な建て替えを実施するか検討します。

中学校

No.	施設名称	経過 年数	建て替え着手時期			課題・特記事項等
			10年 以内	20年 以内	21年 以降	
1	船橋中学校	57		○		
2	湊中学校	43		○		

No.	施設名称	経過 年数	建て替え着手時期			課題・特記事項等
			10年 以内	20年 以内	21年 以降	
3	宮本中学校	64		○		現在、一部の校舎の建て替えに着手
4	若松中学校	46			○	
5	海神中学校	64		○		現在、一部の校舎の建て替えに着手
6	葛飾中学校	60		○		
7	行田中学校	49			○	
8	法田中学校	51			○	
9	旭中学校	40			○	
10	御滝中学校	58				全校舎の建て替えに着手しているため、建て替え着手時期を記載していません
11	高根中学校	52			○	
12	八木が谷中学校	46			○	
13	前原中学校	63	○			
14	二宮中学校	55		○		
15	飯山満中学校	42			○	
16	芝山中学校	48			○	
17	七林中学校	48			○	
18	三田中学校	51			○	
19	三山中学校	44			○	
20	高根台中学校	62	○			
21	習志野台中学校	58		○		
22	古和釜中学校	53		○		
23	坪井中学校	45			○	

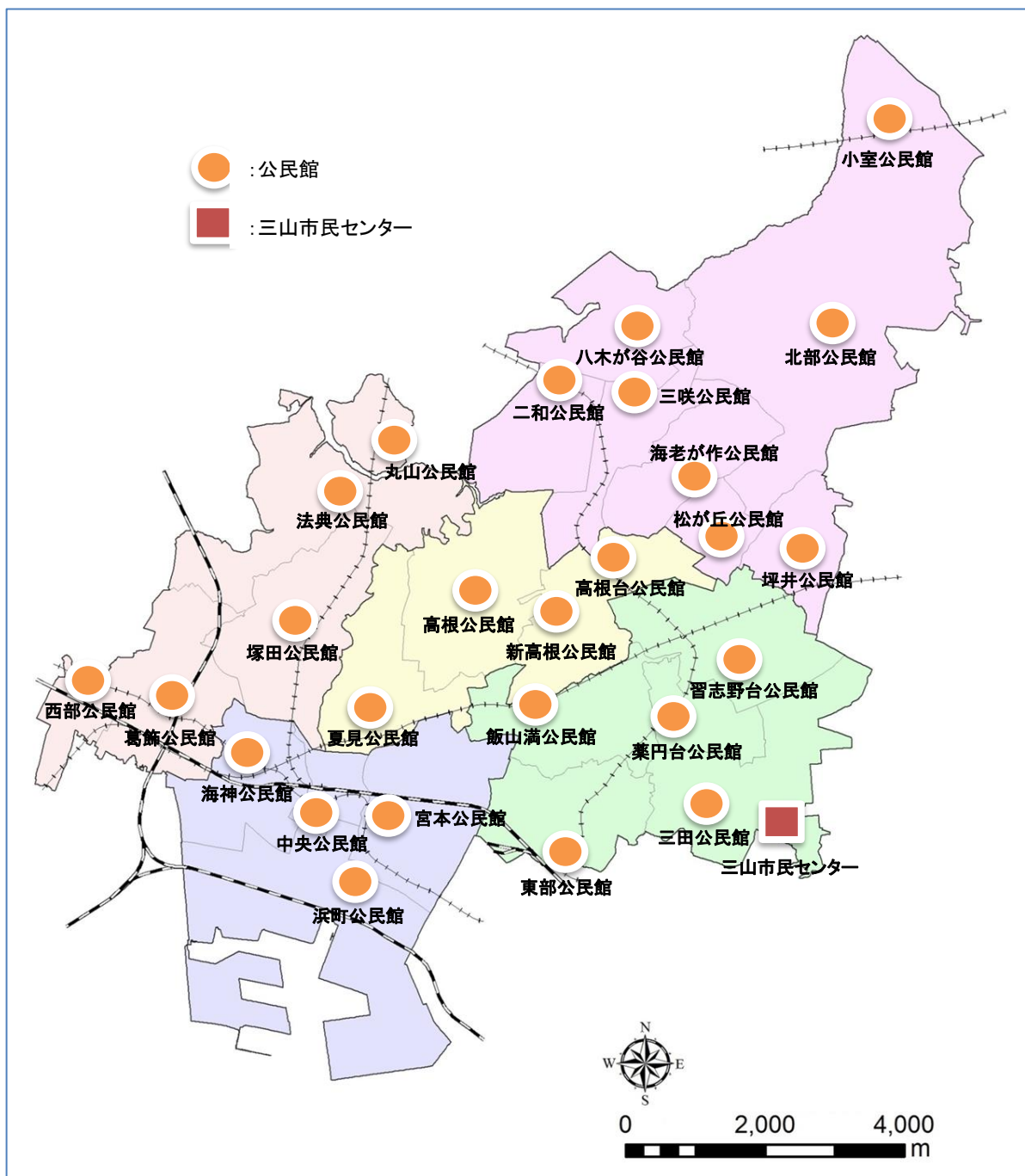
No.	施設名称	経過 年数	建て替え着手時期			課題・特記事項等
			10年 以内	20年 以内	21年 以降	
24	大穴中学校	46			○	
25	豊富中学校	47		○		
26	小室中学校	46			○	

※建て替えにあたっては、対象となる校舎の劣化状況や学校運営上の機能性などを総合的に判断し、全ての校舎を建て替えるか、段階的な建て替えを実施するか検討します。

7. 公民館等

1. 市内配置状況

- ◆公民館は市内に26か所、他に三山市民センターがあります。
- ◆公民館は、6か所は出張所等、2か所は学校、2か所は図書館、9か所は児童ホームや老人憩の家と併設されています。
- ◆市民センターは、三山・田喜野井地区に1か所のみの設置となっています。



2. 建物の状況

◆耐震性は全て問題ありません。

◆建築後50年を経過している施設が1か所あります。

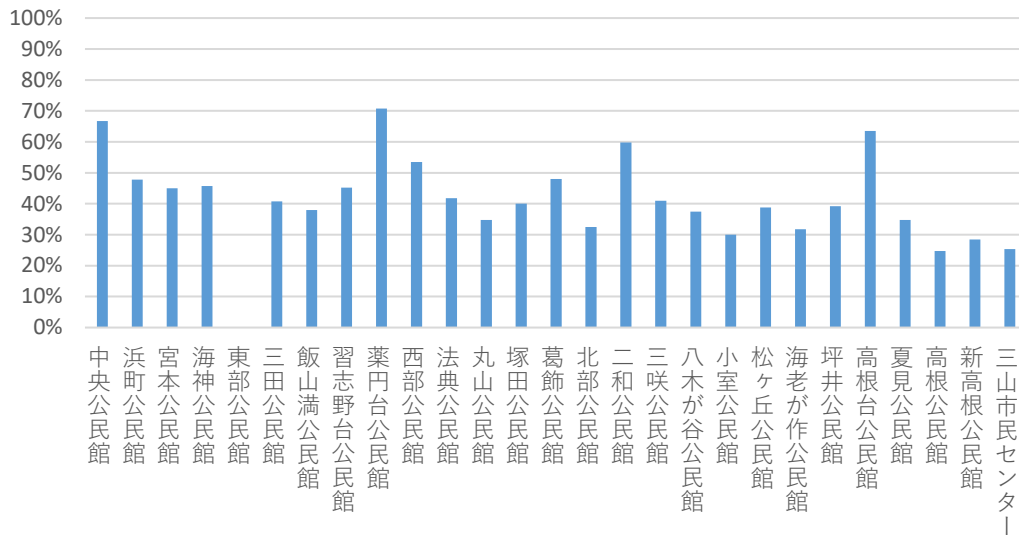
No.	施設名称	建築物の状況				敷地 所有	保全 計画
		施設占有 面積(㎡)	建築 年	建物 所有	同一建物内の 複合施設		
公民館(26か所)							
1	中央公民館	3,481.66	S52	市	市民文化ホール	市	○
2	浜町公民館	1,723.86	H26	市	老人憩の家	借地	○
3	宮本公民館	1,258.79	S63	市	宮本児童ホーム、 老人憩の家	市	○
4	海神公民館	1,725.52	H11	市		市	○
5	東部公民館	1,535.80	S52	市	津田沼連絡所	市	○
6	三田公民館	875.44	S50	市	三田中学校	市	○
7	飯山満公民館	1,040.24	S59	市		市	○
8	習志野台公民館	1,104.91	S56	市	東図書館	市	○
9	薬円台公民館	1,305.93	H3	市	薬円台児童ホーム、 老人憩の家	市 (一部借地)	○
10	西部公民館	1,855.52	H20	市	本中山児童ホーム、 老人憩の家	市	○
11	法典公民館	1,237.26	H24	市	法典連絡所	借地	○
12	丸山公民館	1,042.85	S60	市		市	○
13	塚田公民館	1,156.07	S61	市	塚田児童ホーム、 老人憩の家	借地	○
14	葛飾公民館	1,312.92	H2	市 (区分所有)		借地	○
15	北部公民館	1,413.46	H26	市	豊富出張所	市	○
16	二和公民館	1,641.91	H3	市	二和出張所、 北図書館	市	○
17	三咲公民館	1,220.25	H1	市	三咲児童ホーム、 老人憩の家	市	○

No.	施設名称	建築物の状況				敷地 所有	保全 計画
		施設占有 面積(㎡)	建築 年	建物 所有	同一建物内の 複合施設		
18	八木が谷公民館	1,053.62	S58	市		借地	○
19	小室公民館	733.73	S56	市	小室児童ホーム、 小室連絡所、 老人憩の家	市	○
20	松が丘公民館	1,564.02	H5	市		市	○
21	海老が作公民館	998.84	S54	市	大穴中学校	市 (一部借地)	○
22	坪井公民館	1,899.40	H22	市		市	○
23	高根台公民館	1,614.40	H8	市	高根台出張所、 ボランティア室、 老人憩の家	借地	○
24	夏見公民館	957.2	S56	市		市	○
25	高根公民館	1,038.41	S55	市		市	○
26	新高根公民館	1,226.06	H2	市	新高根児童ホーム、 老人憩の家	市	○
市民センター(1か所)							
27	三山市民センター	1,643.06	H10	市	三山連絡所	市	○

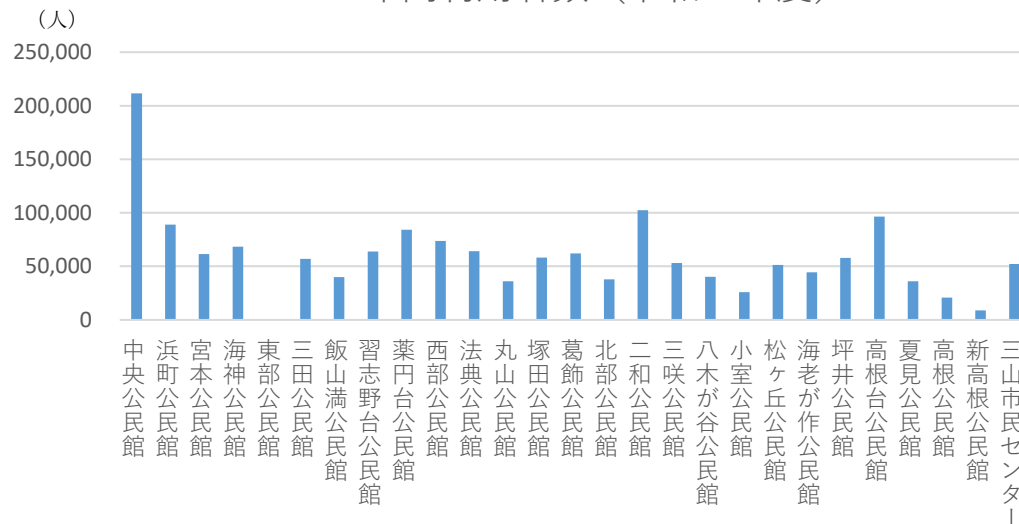
3. 利用の状況

- ◆公民館の利用率は、施設によりばらつきがあります。利用率が高い施設では70%を超えますが、低い施設では30%を割り込んでいます。
- ◆利用者数は、施設面積が最も大きく、市民文化ホールも併設されている中央公民館が突出しており、続いて二和公民館、高根台公民館が多くなっています。
- ◆部屋の種類や時間帯による利用率にも偏りがあり、講堂の利用率が59%であるのに対し、実習室は20%となっています。また、時間帯では夜の部(18時～21時)の利用が他よりも少なくなっています。
- ◆利用率、利用者数は新型コロナウイルス感染症流行時に減少していましたが、近年は回復傾向にあります。
- ◆三山市民センターの近年の稼働率の推移はほぼ横ばいです。

施設別利用率（令和6年度）



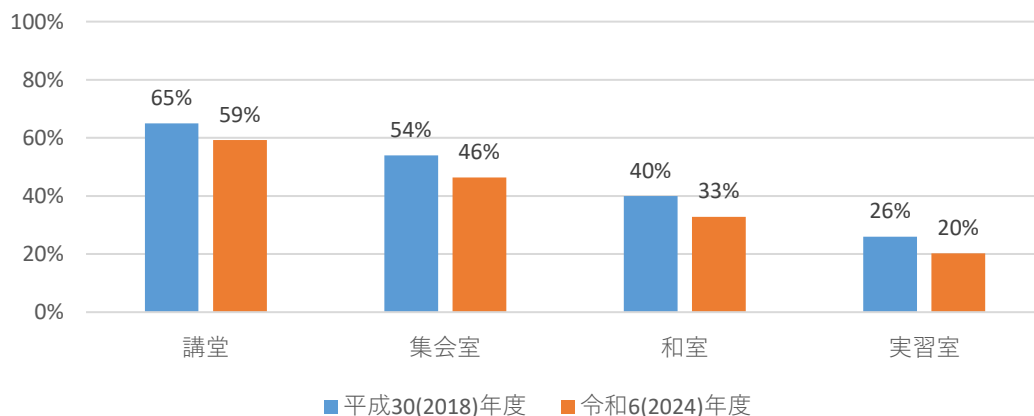
年間利用者数（令和6年度）



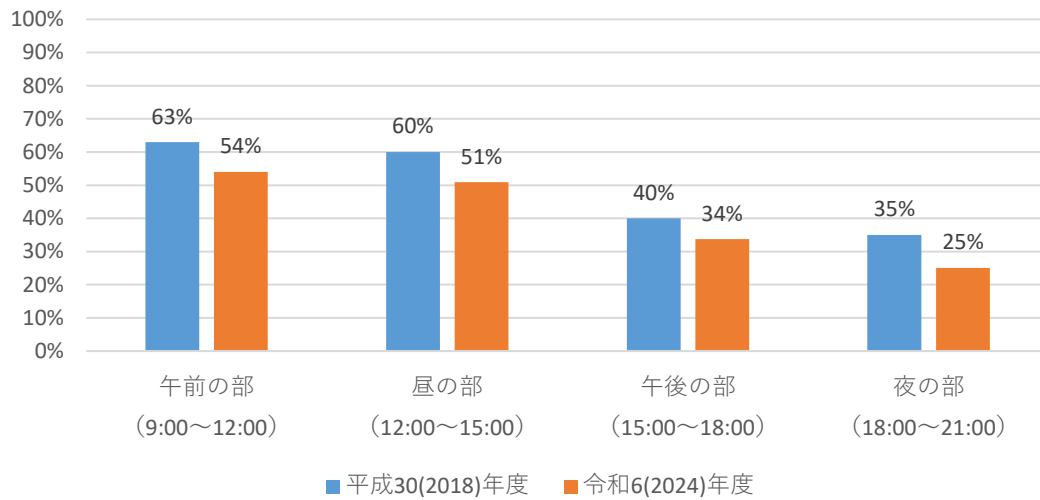
※東部公民館は、改修工事のため、令和6(2024)年度全て休館

※新高根公民館は、改修工事のため、令和6(2024)年7月3日～令和7(2025)年3月31日まで休館

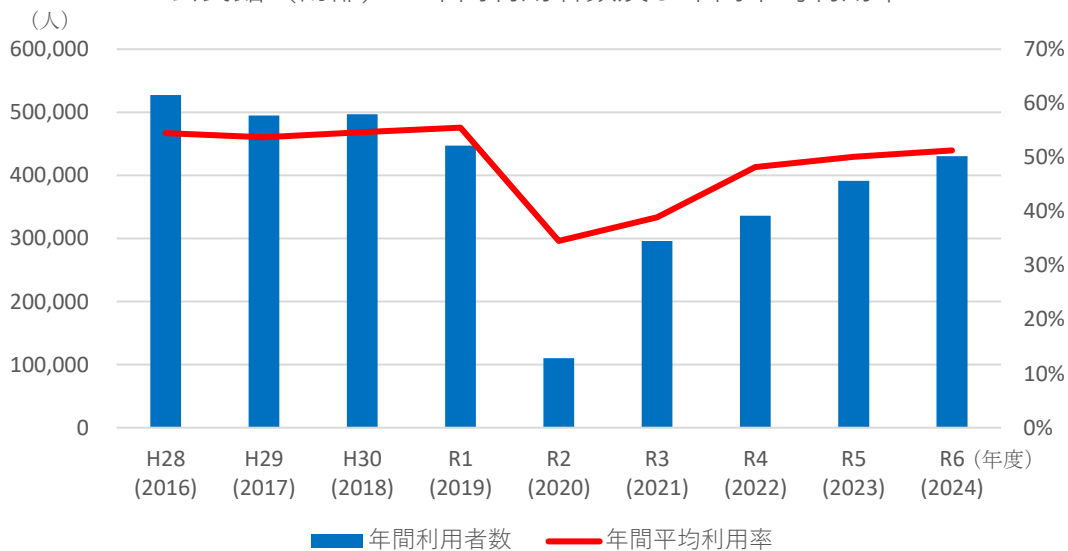
部屋別平均利用率



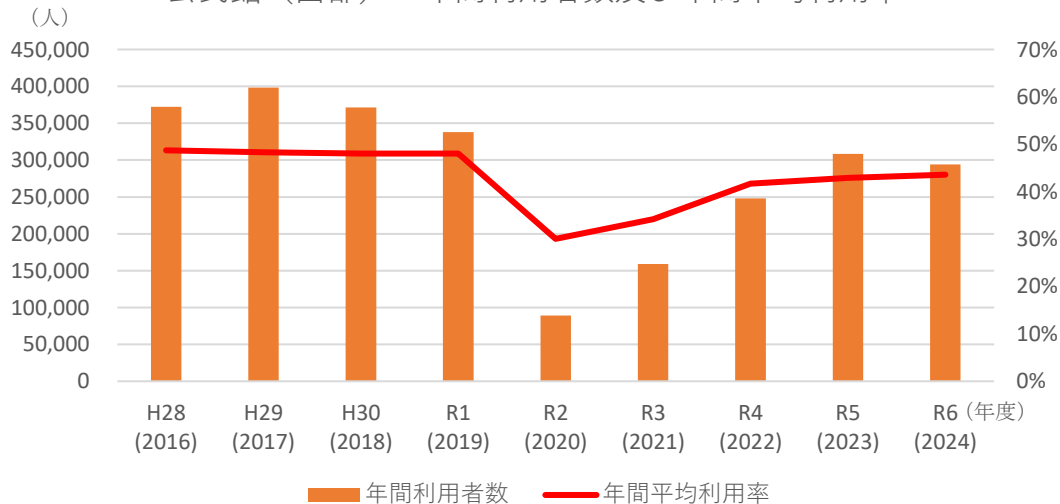
時間帯別平均利用率

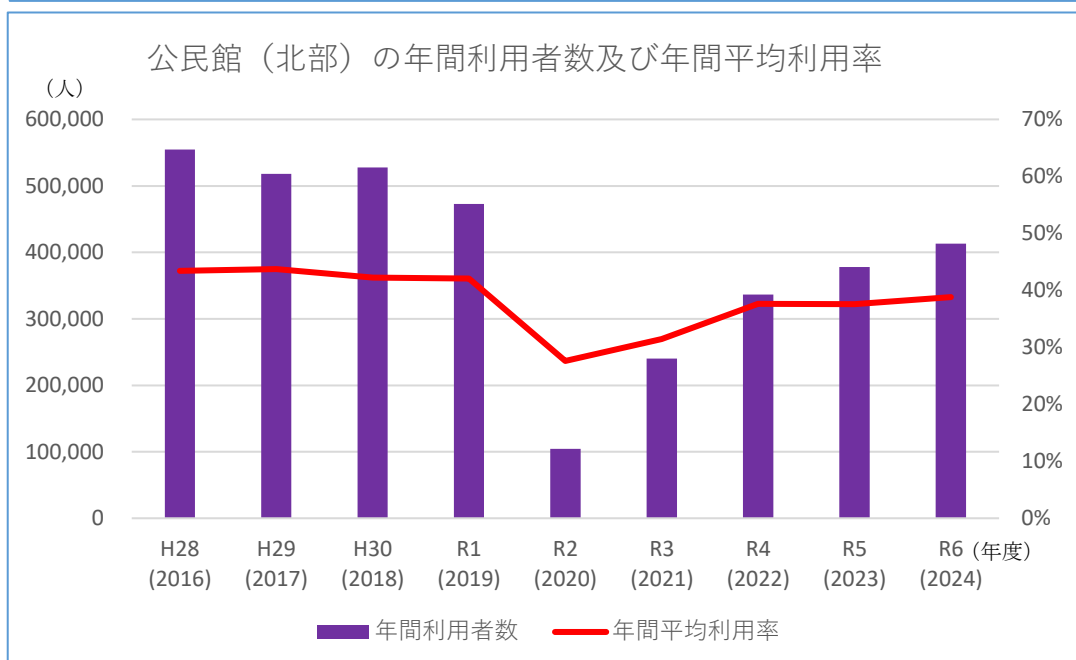
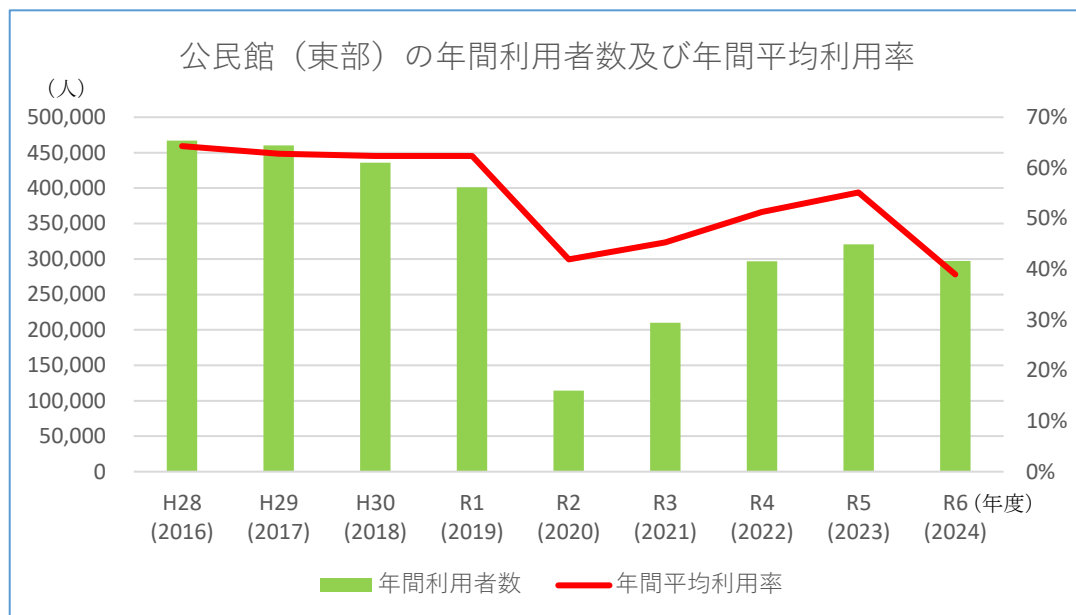
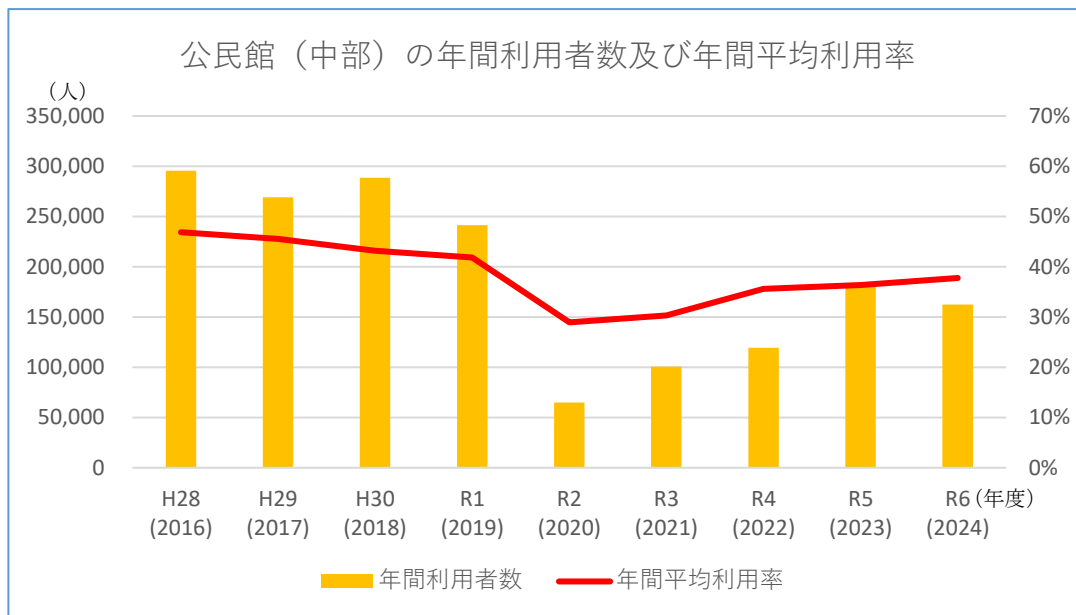


公民館（南部）の年間利用者数及び年間平均利用率



公民館（西部）の年間利用者数及び年間平均利用率





4. 公民館等の施設類型別方針

①全体

- 既存の複合施設の状況を見ながら、利用率の低い部屋や利用の少ない時間帯については、有効活用を検討していきます。
- 建て替え時には、地域の人口推移や利用状況等を注視し、利用率の低い部屋の集約化など、施設の最適化を図るよう努めます。
- 公民館は宿泊可能避難所及び福祉避難所に指定されており、一般避難者と要配慮者を受け入れるため、要配慮者のスペース確保等について、関係課と協議を行っていきます。
- 市民センターは、市内に1か所しかないため、建て替えの際には転用や他施設との集約化等について検討していきます。
- バリアフリー化が必要な施設は、大規模改修にあわせてバリアフリー化の検討を行います。

②施設ごと

No.	施設名称	経過 年数	建て替え着手時期			課題・特記事項等
			10 年 以内	20 年 以内	21 年 以降	
公民館(26か所)						
1	中央公民館	48			○	
2	浜町公民館	11			○	
3	宮本公民館	37			○	
4	海神公民館	26			○	
5	東部公民館	48			○	
6	三田公民館	50			○	
7	飯山満公民館	41			○	
8	習志野台公民館	44			○	
9	薬円台公民館	34			○	
10	西部公民館	17			○	
11	法典公民館	13			○	

No.	施設名称	経過 年数	建て替え着手時期			課題・特記事項等
			10 年 以内	20 年 以内	21 年 以降	
12	丸山公民館	40			○	
13	塚田公民館	39			○	
14	葛飾公民館	35	-	-	-	区分所有であるため、建て替えの必要性が出てきた場合には今後の方向性を検討
15	北部公民館	11			○	
16	二和公民館	34			○	
17	三咲公民館	36			○	
18	八木が谷公民館	42			○	
19	小室公民館	44			○	
20	松が丘公民館	32			○	
21	海老が作公民館	46			○	
22	坪井公民館	15			○	
23	高根台公民館	29			○	
24	夏見公民館	44			○	
25	高根公民館	45			○	
26	新高根公民館	35			○	
市民センター(1か所)						
27	三山市民センター	27			○	

船橋市

施設類型別方針（個別施設計画）



作成・編集 船橋市企画財政部行政経営課

〒273-8501 船橋市湊町2丁目10番25号

電話 047-436-2631

FAX 047-436-2156

E-mail gyoseikeiei@city.funabashi.lg.jp